

一、本会議の審議概要

○昭和六十三年十二月三十日 金曜日

開会 午前十時二分

日程第一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に資するため委員三十名から成る土地問題等に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

裁判官訴追委員予備員辞任の件

右の件は、水谷力君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員の選挙

備

考

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、関嘉彦君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第二順位の海江田鶴造君を第一順位に、第三順位の田辺哲夫君を第二順位に、第四順位の鈴木和美君を第三順位に、第五順位の諫山博君を第四順位に、関嘉彦君を第五順位とした。

散会 午前十時七分

○平成元年一月九日 月曜日

開会 午後一時一分

一昨七日大行天皇崩御につき、議長は、議院を代表して皇居に参入し、御弔問申し上げた旨報告した。

日程第一 大行天皇崩御につき弔意を表する件

右の件は、議長発議により、院議をもって弔詞を奉呈することとし、大行天皇崩御につき弔詞案起草のため委員二十三名から成る弔詞案起草に関する特別委員会を設置することとに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午後一時三分

再開 午後二時三十七分

弔詞案起草に関する特別委員長から報告があった後、特別委員会起草の弔詞案は、全会一致をもって可決された。

議長は、次の弔詞を朗読した。

弔詞

大行天皇におかせられては 国民ごぞって 御健康と御長寿を乞い願ひ奉っておりま
したところ にわかには 崩御あらせられました

大行天皇におかせられては 御在位六十有余年 その間 内外極めて困難なときに際
会せられました

大行天皇におかせられては 清明無私 常に憲法に則られて御精勵あらせられ 内に
臨まれては 国民生活の安定と向上 文化の振興に 外に接せられては 列国との
友誼の深厚 世界の平和に 心をそそがせられ また 御研究を通して 自然の
摂理 真理の探究の尊さを 国民にお示しにならせられ 人みな尊崇敬仰申し上げ
ているところでありました

大行天皇の崩御に 国民は齊しく 悵悵として悲嘆措くところを知らないものがあり
ます

参議院は ここに国民の至情を代表して 謹んで弔意を表し奉ります

宮内庁法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた
後、全会一致をもって可決された。

散会 午後二時四十六分

○平成元年二月十日 金曜日

議長は、昭和天皇の崩御に際し議決された弔詞を皇居において奉呈した旨報告した。

開会 午後二時二分

議員福田幸弘君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、安永英雄君が哀悼の辞を述べた。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、リクルート問題等に関する調査のため委員三十名から成るリクルート問題に関する調査特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員辞任の件

右の件は、工藤万砂美君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に斎藤文夫君、国土審議会委員に梶木又三君、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に増岡康治君を指名した。また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、斎藤文夫君を第二順位とし、第二順位の鈴木貞敏君を第一順位とした。

休憩 午後二時十五分

再開 午後三時十二分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、人事官に佐野弘吉君、航空事故調査委員会委員に薄木正明君、宮内恒幸君を任命することに同意することに決し、社会保険審査会委員長に信澤清君、航空事故調査委員会委員長に武田峻君、同委員に東昭君、竹内和之君、労働保険審査会委員に倉橋義定君、瀧川勝人君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

竹下内閣総理大臣は施政方針に関し、宇野外務大臣は外交に関し、村山大蔵大臣は財政に関し、愛野国務大臣は経済に関してそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後五時三分

○平成元年二月十四日 火曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

小山一平君、西村尚治君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前十一時五十分

(衆議院)

二・一〇 国務大臣の演説
二三、一四 演説に対する質疑

○平成元年二月十五日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 國務大臣の演説に関する件（第三日）

高桑栄松君、市川正一君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午後零時五分

再開 午後一時十四分

休憩前に引続き、山田勇君、小川仁一君、岩崎純三君、糸久八重子君、矢原秀男君は、

それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

議長は、新たに当選した議員淵上貞雄君を議院に紹介した後、同君を地方行政委員に指名した。

日程第二 昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨

時特例に関する法律案（衆議院提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第三 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後五時三分

二・二四 大喪の礼（国葬）

（衆議院議決）

三・三 昭和六十三年年度一般会計補正

予算（第1号）

昭和六十三年年度特別会計補正

予算（特第1号）

昭和六十三年度政府関係機関

補正予算（機第1号）

○平成元年三月七日 火曜日

開会 午後四時一分

元議員大谷藤之助君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

裁判官訴追委員辞任の件

右の件は、中西一郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、裁判官訴追委員に堀内俊夫君、北海道開発審議会委員に河本嘉久蔵君、北修二君を指名した。

中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

右の指名は、動議により議長に一任することに決し、議長は、中央選挙管理会委員に吉岡恵一君、堀家嘉郎君、上坂明君、鈴木一弘君、駿河哲男君、同予備委員に佐久間彊君、大谷操君、瀬尾忠博君、岡本富夫君、向武男君を指名した。

昭和六十三年一般会計補正予算（第1号）

昭和六十三年特別会計補正予算（特第1号）

昭和六十三年政府関係機関補正予算（機第1号）

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第一 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため的一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後四時三十三分

○平成元年三月二十七日 月曜日

開会 午後一時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公害等調整委員会委員に海老原義彦君、日本銀行行政政策委員会委員に草場敏郎君を任命することに同意することに決し、中央更生保護審査会委員に内山喜久雄君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、村山大蔵大臣から趣旨説明があった後、鈴木和美君、和田教美君、内藤功君、橋本孝一郎君がそれぞれ質疑をした。

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（趣旨説明）

（衆議院議決）
三・二四 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

右は、日程に追加し、村山大蔵大臣から趣旨説明があった後、洲上貞雄君、太田淳夫君、吉井英勝君、小西博行君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共

職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるとの件

右の件は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

散会 午後四時三十八分

○平成元年三月三十一日 金曜日

開会 午後三時四十六分

平成元年度一般会計暫定予算

平成元年度特別会計暫定予算

平成元年度政府関係機関暫定予算

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第二 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正す

（衆議院議決）

三・三〇

平成元年度一般会計暫定予

算

平成元年度特別会計暫定予

算

平成元年度政府関係機関暫

定予算

る法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の兩案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第二は全会一致をもって可決、日程第三は可決された。

日程第四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第五 国立劇場法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第六 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第七 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一〇 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件（衆議院送付）

右の件は、通信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

日程第一二 租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一三 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一四 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、日程第一二に對する討論の後、可決された。

日程第一五 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

右の件は、議長発議に係る参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を可決した。

（衆議院議決）

四・四 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（関法第六号）（修正）

散会 午後四時四十二分

○平成元年四月六日 木曜日

開会 午後四時二十二分

元議員田中一君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

日程第一 国家公務員等の任命に関する件

右の件は、検査官に矢崎新二君、原子力委員会委員に大山彰君、林政義君、原子力安全委員会委員に都甲泰正君、国家公安委員会委員に富田朝彦君を任命することに同意することに決し、原子力安全委員会委員に寺島東洋三君を任命することに全会一致をもって同意することに決した。

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
右の議案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

散会 午後四時四十分

○平成元年四月十二日 水曜日

開会 午前十時一分

北方領土問題の解決促進に関する決議案（守住有信君外八名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、守住有信君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

宇野外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一 投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一は全会一致をもって承認することに決し、日程第二は可決された。

散会 午前十時十五分

○平成元年六月二日 金曜日

開会 午後四時一分

議員辞職の件

右の件は、青島幸男君の辞職を許可することに決した。

平成元年度一般会計予算

平成元年度特別会計予算

平成元年度政府関係機関予算

（衆議院予算委員会）

三・一、二 公聴会

四・二七 可決

（衆議院本会議）

四・二八 可決

（参議院予算委員会）

五・一八 公聴会

（参議院本会議）

五・二七 午後十二時自然成立

四・二九、五・七 内閣総理大臣の海外出張

五・二八 衆議院会期延長議決
（二五日間）

日程第一 内閣総理大臣の指名

右の件は、記名投票の結果（投票総数二二〇、過半数二一一）、衆議院議員宇野宗佑君が一二四票をもって指名された。

散会 午後四時二十三分

○平成元年六月五日 月曜日

開会 午後五時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件

宇野内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後五時二十七分

○平成元年六月八日 木曜日

開会 午前十時二分

衆議院議員春日一幸君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央社会保険医療協議会委員に金森久雄君、社会保険審査会委員に藤田恒雄

六・二 竹下内閣総辞職

（衆議院）

六・五 国務大臣の演説

七、八 演説に対する質疑

君、日本放送協会経営委員会委員に富谷晴一君、福田百合子君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、運輸審議会委員に平四郎君、科学技術会議議員に岡本道雄君、佐波正一君、日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、岩村精一洋君、小林庄一郎君を任命することに同意することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

野田哲君、原文兵衛君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後零時六分

○平成元年六月九日 金曜日

開会 午前十時一分

国土審議会委員の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、中

村太郎君、服部安司君を指名した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第三日)

矢原秀男君、内藤功君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前十一時四十一分

再開 午後一時二分

休憩前に引続き、井上計君、久保田真苗君は、それぞれ質疑をした。

(衆議院議決)

六・一六 常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)
平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(閣法第七号)(修正)

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後二時一分

○平成元年六月十九日 月曜日

開会 午前十時二分

議長は、新たに当選した議員今泉隆雄君を議院に紹介した後、同君を通信委員に指名した。常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めの件（趣旨説明）

右は、日程に追加し、三塚外務大臣から趣旨説明があった後、千葉景子君が質疑をした。国務大臣の報告に関する件（平成元年度地方財政計画について）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、坂野自治大臣から報告及び趣旨説明があった後、一井淳治君、片上公人君がそれぞれ質疑をした。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、村山大蔵大臣から趣旨説明があった後、丸谷金保君、太田淳夫君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結につい

て承認を求めるの件

日程第二 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第三 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第四 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案（内閣提出）

右の議案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第五 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第六 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第七 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の

一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第 八 法例の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第 九 信用金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一〇 簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第一一 郵便年金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右の両案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後一時七分

○平成元年六月二十一日 水曜日

開会 午前十時一分

日程第一 航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の両件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第三 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第五 水資源開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第五は全会一致をもって可決、日程第六は可決された。

日程第七 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の三案は、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第七及び第九は可決、日程第八は全会一致をもって可決された。

日程第一〇 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一一 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一二 歯科衛生士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の三案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一三 国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、文教委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一四 特定農産加工業経営改善臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一五 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第一六 恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第一七乃至第二〇の請願

右の請願は、文教委員長及び内閣委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決

定のとおり採択することに決した。

散会 午前十時三十三分

○平成元年六月二十二日 木曜日

開会 午後七時六分

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 大気汚染防止法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第三 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第四 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

日程第五 日本労働協会法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、社会労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第六 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

右の議案は、科学技術特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第七 農用地利用増進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第九 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

日程第一〇 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、逓信委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、可決された。

日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、日程に追加し、運輸委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、建設委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

中小企業事業団法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の四案は、日程に追加し、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、第一の議案は可決、第二乃至第四の議案は全会一致をもって可決された。

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

右の件は、日程に追加し、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、承認することに決した。

外交・総合安全保障に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、外交・総合安全保障に関する調査会長から報告があった。

国民生活に関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、国民生活に関する調査会長から報告があった。
産業・資源エネルギーに関する調査の報告

右の件は、報告を聴取することに決し、産業・資源エネルギーに関する調査会長から報告があった。

国際開発協力に関する決議案（加藤武徳君外九名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、加藤武徳君から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

三塚外務大臣は、右の決議について所信を述べた。

日程第一乃至第二九の請願

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（三十五件）外六件の請願
右の請願は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長外七委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

- 一、 検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

- 一、 国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

- 一、 租税及び金融等に関する調査

文教委員会

- 一、 教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

- 一、 社会保障制度等に関する調査

- 一、 労働問題に関する調査

農林水産委員会

- 一、 農林水産政策に関する調査

商工委員会

- 一、 産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

- 一、 運輸事情等に関する調査

逓信委員会

- 一、 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査
決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関しての対策樹立に関する調査
リクルート問題に関する調査特別委員会

一、リクルート問題等に関する調査

議長は、来る七月九日議員の半数が任期満了となるので挨拶をし、徳永正利君は、謝辞

を述べた。

散会 午後八時三十八分

二、議案の審議経過

(1) 議案件数表

規程 案	決議 案	その他		予備 費等	承認	条約	予算	衆法		参法		閣法		提出 成立	議院 了	衆議 院了	備考
		継続	新規					衆継	新規	参継	新規	衆継	新規				
一	二	四	四	六	二	八	九	二四	一〇	八	二	七	七八				
一	二				二	六	九		四				六〇				
		四	四							七	二						
/					六	二		二二	五			六	一八				
									二	一			一				
							うち自然成立三			撤回一							

(2) 議案件名一覧

(件名の上の数字は提出番号、件名の下の(修)は衆議院修正を示す。)

●内閣提出法律案(八五件)(うち衆議院において前国会から継続七件)

●両院通過(六〇件)

- 一 宮内庁法の一部を改正する法律案
- 二 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案
- 三 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 四 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案
- 五 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 六 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(修)
- 七 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(修)
- 八 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
- 九 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 一〇 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一一 消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
- 一二 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 一四 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案
- 一五 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 一六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 一七 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

- 一八 恩給法等の一部を改正する法律案（修）
- 一九 新技術開発事業団法の一部を改正する法律案
- 二〇 水資源開発公団法の一部を改正する法律案
- 二一 民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 二二 国立学校設置法の一部を改正する法律案（修）
- 二三 国立劇場法の一部を改正する法律案
- 二四 金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案
- 二五 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 二六 日本労働協会法の一部を改正する法律案
- 二七 特定農産加工業経営改善臨時措置法案
- 二八 地方税法の一部を改正する法律案
- 二九 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 三〇 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 三一 旅券法の一部を改正する法律案
- 三二 特定新規事業実施円滑化臨時措置法案

- 三三 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案
- 三四 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案
- 三五 中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案
- 三六 中小企業事業団法の一部を改正する法律案
- 三七 日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案
- 三八 特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案
- 三九 関稅定率法等の一部を改正する法律案
- 四一 法例の一部を改正する法律案
- 四二 肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案
- 四三 郵便貯金法の一部を改正する法律案
- 四四 郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案
- 四五 放送法及び電波法の一部を改正する法律案
- 四六 簡易生命保険法の一部を改正する法律案
- 四七 郵便年金法の一部を改正する法律案

- 四八 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 五〇 道路法等の一部を改正する法律案
- 五一 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
- 五二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案
- 五三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(修)
- 五四 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(修)
- 五五 大気汚染防止法の一部を改正する法律案
- 五六 著作権法の一部を改正する法律案
- 五七 農用地利用増進法の一部を改正する法律案
- 五八 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案
- 六四 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案
- 七一 信用金庫法の一部を改正する法律案
- 七二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正す

- 七三 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
- 七六 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案
- 衆議院継続(二四件)(うち衆議院において前国会から継続六件)
- 一三 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
- 四〇 民事保全法案
- 四九 教育職員免許法の一部を改正する法律案
- 五九 電波法の一部を改正する法律案
- 六〇 お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案
- 六一 土地基本法案
- 六二 国土利用計画法の一部を改正する法律案
- 六三 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案
- 六五 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案
- 六六 国民年金法等の一部を改正する法律案
- 六七 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する

法律案

六八 私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年

度及び昭和六十三年度における私立学校教職

員共済組合法の年金の額の改定の特例に関す

る法律の一部を改正する法律案

六九 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正

する法律案

七〇 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する

法律案

七四 貨物運送取扱事業法案

七五 貨物自動車運送事業法案

七七 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する

特別措置法案

七八 道路交通法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

刑事施設法案

刑事施設法施行法案

留置施設法案

海上保安庁の留置施設に関する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の

第百八回 国会
第百八五回 国会
第百八六回 国会
第百八七回 国会
第百八八回 国会
第百八九回 国会
第百九〇回 国会
第百九一回 国会
第百九二回 国会
第百九三回 国会

一部を改正する法律案

●衆議院未了（二件）

第百十一回 臨時教育改革推進会議設置法案
国会六一

●本院議員提出法律案（一〇件）（うち前

国会から継続八件）

●本院未了（九件）（うち前国会から継続七件）

一 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

二 加工食品の表示の適正化に関する法律案

宇宙開発基本法案

国際開発協力基本法案

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

育児休業法案

積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における

建設業等関係労働者の通年雇用の促進に関する

法律案

林業労働法案

戦時災害援護法案

第百十一回 国会
第百十二回 国会
第百十三回 国会

●撤回（一件）

第百九回国会
一 学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

●衆議院議員提出法律案（三四件）（うち衆議院において前国会から継続二四件）

●両院通過（四件）

一 昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

二 農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

六 歯科衛生士法の一部を改正する法律案

八 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（二七件）（うち衆議院において前国会から継続二二件）

四 公職選挙法の一部を改正する法律案

五 政治資金規正法の一部を改正する法律案

七 公職選挙法の一部を改正する法律案

九 国際開発協力基本法案

一〇 平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案

第百七回国会
四 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案

第百七回国会
五 中水道の整備の促進に関する法律案

第百七回国会
七 北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案

第百八回国会
一 本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案

第百八回国会
八 雇用保険法の一部を改正する法律案

第百八回国会
〇 短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案

第百八回国会
六 海洋開発基本法案

第百八回国会
七 海洋開発委員会設置法案

第百八回国会
八 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

第百八回国会
九 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

第九回 水俣病問題総合調査法案
第九回 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

正する法律案

第九回 学校教育法の一部を改正する法律案

第九回 学校教育法等の一部を改正する法律案

第九回 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準

に関する法律案

第九回 公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案

員定数の標準等に関する法律案

第十一回 国土利用計画法の一部を改正する法律案

第十一回 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

第十一回 都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案

別措置法案

第十一回 土地基本法案

第十一回 果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案

律案

第十三回 臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案

●衆議院未了 (三件)

三 原子爆弾被爆者等援護法案

第八回 雇用対策法の一部を改正する法律案

第八回 雇用保険法に基づく失業給付等についての臨時特例に関する法律案

●予算 (九件)

●両院通過 (六件)

一 昭和六十三年一般会計補正予算 (第1号)

二 昭和六十三年特別会計補正予算 (特第1号)

三 昭和六十三年政府関係機関補正予算 (機第1号)

1号)

七 平成元年度一般会計暫定予算

八 平成元年度特別会計暫定予算

九 平成元年度政府関係機関暫定予算

●憲法第六十条第二項の規定による自然成立 (三件)

四 平成元年度一般会計予算

五 平成元年度特別会計予算

六 平成元年度政府関係機関予算

●条約 (八件)

●両院通過 (六件)

一 投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中

華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

二 航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

三 航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

六 常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めめるの件

七 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めめるの件

八 千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービス

月十五日のニース協定の締結について承認を求めめるの件

●衆議院継続（二件）

四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めめるの件

●承認を求めめるの件（二一件）

●両院通過（二一件）

一 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置に関し承認を求めめるの件

二 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件

●予備費等承諾を求めるとの件（六件）

●衆議院継続（六件）

○昭和六十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

○昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

○昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

○昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

○昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

●決算その他（八件）

●未了（八件）

○昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理

資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書（第一百十二回国会提出）

○昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書（第一百十二回国会提出）

○昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書（第一百十二回国会提出）

○日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第一百十二回国会提出）

○昭和六十二年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年度政府関係機関決算書

○昭和六十二年度国有財産増減及び現在額総計算書

○昭和六十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

○日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

●決議案（二件）

●可決（二件）

一 北方領土問題の解決促進に関する決議案

二 国際開発協力に関する決議案

● 弔詞案（一件）

● 可決（一件）

○ 弔詞案（大行天皇崩御につき弔意を表するための弔詞案）

● 規程案（一件）

● 可決（一件）

○ 参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	院議先		提出		参議院			衆議院			備考
		衆	参	月	日	付託	委員会	議決	付託	委員会	議決	
1	宮内庁法の一部を改正する法律案	衆		平成 元、一九	平成 元、一九	（予） 可	平成 元、一九 議決	平成 元、一九 議決	平成 元、一九 議決	平成 元、一九 議決	平成 元、一九 議決	公布 元、一、十一
2	昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案	衆		二、二	二、二	（予） 可	二、四 議決	二、四 議決	二、四 議決	二、三 議決	二、三 議決	公布・施行 元、二、一七
3	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	衆		二、二	二、二	（予） 可	二、四 議決	二、四 議決	二、五 議決	二、一 議決	二、一〇 議決	〃
18	恩給法等の一部を改正する法律案	衆		二、二	二、二	（予） 可	六、〇 議決	六、三 議決	二、二 議決	修 正 五、五 議決	修 正 六、九 議決	

宮内庁法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

一、大行天皇崩御に伴い、皇后陛下が皇太后陛下となられたので、宮内庁に皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を新設し、同職の事務を掌理させるため、皇太后宮大夫（特別職）を置く。

二、大行天皇の御喪儀関係事務等を整理させるため、侍従職に置かれる侍従次長を、当分の間、一人増員し、二人とする。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案の内容は、大行天皇の崩御に伴いまして皇后陛下が皇太后陛下となられましたので、宮内庁に皇太后に関する事務をつかさどる皇太后宮職を新設し、同職の事務を掌理させるため皇太后宮大夫を置くとともに、大行天皇の

御喪儀関係事務等を整理させるため、侍従職に置かれる侍従次長を、当分の間、一人増員し、二人とすることであります。

委員会におきましては、小淵内閣官房長官より趣旨説明を聴取し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案（閣法第二号）

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

一、昭和天皇の大喪の礼は、国の儀式として、平成元年二月二十四日に行われるが、この大喪の礼に際し、国民こぞって弔意を表するため、この日を休日とする。

二、本法律に規定する日は、休日定める他の法令の規定の適用については、当該法令に定める休日とみなす。

三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二件の法律案につきまして、御報告申し上げます。

まず、昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律案は、昭和天皇の大喪の礼が国の儀式として平成元年二月二十四日に行われますが、この大喪の礼に際しまして、国民ごぞって弔意を表するため、この日を休日としようとするものであります。

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案は、このたびの皇位継承に伴いまして、天皇誕生日を十二月二十三日に改めますとともに、四月二十九日を新たに「みどりの日」として国民の祝日に加えようとするものであります。

委員会におきましては、両案について一括して質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本案の内容は、次のとおりである。

- 一、国民の祝日である天皇誕生日を、この度の皇位継承に伴い、十二月二十三日に改める。
- 二、国民の祝日に、四月二十九日を新たに「みどりの日」として加え、自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ日とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

上段参照

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額、各種恩給の最低保障額及び各種加算額等を引き上げることによ

り、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

一、恩給年額の増額

昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し恩給年額の計算の基礎となっている仮定俸給年額を、平成元年四月から、一律二・〇二％引き上げる。

二、普通恩給等の最低保障額の引き上げ

普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成元年四月から、二・〇二％引き上げる。

三、寡婦加算の増額

普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、他の公的年金における寡婦加算の年額との均衡を考慮して平成元年八月から、六十歳以上の妻及び子一人を有する妻については十二万六千三百円（現行十二万五千五百円）に、子二人以上を有する妻については二十二万千円（現行二十一万九千五百円）に、それぞれ引き上げる。

四、公務関係扶助料の最低保障額の引き上げ

公務扶助料、増加非公死扶助料及び特例扶助料の最低保障額を、平成元年四月から、二・〇二％引き上げる。

五、遺族加算の増額

公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成元年八月から、十万五千三百円（現行十万四百円）に引き上げる。

六、傷病恩給の基本年額の増額

増加恩給、傷病年金及び特例傷病恩給の基本年額を、平成元年四月から、二・〇二％引き上げる。

七、傷病恩給の扶養加給の年額の増額

傷病恩給の扶養加給の年額を、昭和六十三年の公務員の扶養手当の改善に準じ、平成元年四月から引き上げる。

八、傷病者遺族特別年金の増額

傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成元年四月から、二・〇二％引き上げる。

また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、同年八月から、六万円（現行五万七千円）に引き上げる。

九、本法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、

普通扶助料に係る寡婦加算並びに公務関係扶助料及び傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の改正規定は、平成元年八月一日から施行する。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が

行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案して、恩給年額及び各種恩給の最低保障額を、本年四月から、一律に二・〇二％引き上げるとともに、遺族加算及び寡婦加算の年額を、本年八月から、それぞれ増額しようとするものであります。なお、衆議院におきまして施行期日について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給年額改定のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
5	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	元、二八	付委員託議 元、三六 可決	付委員託議 元、三七 可決	
11	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案	衆	二七	(予) 二七 可決 三三	二七 可決 三三	
12	新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二七	(予) 二七 可決 三三	二七 可決 三三	
28	地方税法の一部を改正する法律案	衆	二七	(予) 三三 可決 三六	三三 可決 三三	
30	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	二六	六九 可決 六三	六九 可決 六三	衆本会議趣旨説明 元、六九 六二九 参本会議趣旨説明
78	道路交通法の一部を改正する法律案	衆	四三	(予) 四三 可決	四三 可決	
				衆議院 付委員託議 元、三七 可決	衆議院 付委員託議 元、三三 可決	
				衆議院 付委員託議 元、三三 可決	衆議院 付委員託議 元、三三 可決	
				衆議院 付委員託議 元、三三 可決	衆議院 付委員託議 元、三三 可決	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

(一) 昭和六十三年補正予算により同年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることに伴い、同特別会計における借入金を一兆千八百三十七億円減額することとする（以上の措置により、同特別会計の借入金残高は、四兆七千三百二億三千五百万円となる）。

(二) 昭和六十三年補正予算により増額された同年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度に交付しないで、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする（一）、(二)の措置により、地方交付税の総額は、十一兆二千百四億七百万円となる）。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 昭和六十三年補正予算等による地方負担の増加及び同年度分地方債の縮減に伴い必要となる財源を措置

するため、同年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改正することとする。

(二) 自ら考え自ら行う地域づくりの推進に要する経費の財源を措置するため、市町村分その他の諸費に係る基準財政需要額に昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円をそれぞれ加算することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により地方交付税が二兆千二百五十六億円増加することに伴い、本年度においては、普通交付税の調整額の復活、地域づくりの推進、補正予算等による地方負担の増加、地方債の縮減に伴う必要額及び特別交付税の増額に要する額の合計五千八百十八億円を地方公共団体に交付するほか、翌年度の地域づくりの推進等に要する額相当額三千六百億円を本年度に交付しないで、平成元年度分の普通交付税の総額に加算して交付することができるものとともに、残余の額一兆千八百三十七

億円に相当する交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の額を減額すること、また、補正予算等による地方負担の増加等に伴い必要となる財源を措置するため単位費用の一部を改定するとともに、地域づくりの推進に要する経費の財源を措置するため、市町村分のその他の諸費に係る基準財政需要額に昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円をそれぞれ加算すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交付税の特別会計借入金の繰り上げ償還、ふるさとづくり事業に対する助成などのあり方、消費税導入に伴う地方公共団体の対応に関する問題等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法一一号）

要旨

本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備費に係る国庫補助率を二分の一（通常三分の一）以内とする特例措置の適用期限を五年延長し、平成五年度までとするとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を十分の四（現行七分の三）以内にしようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、個人住民税について所得割の非課税限度額の引き上げ等を行うとともに、法人事業税の分割基準については税源帰属の適正化を図ること、自動車税の税率構造についてはよりなだらかなものとなるようにすること、軽油引取税については課税の適正な執行を確保すること等のため見直しを行うほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うことを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、地方団体の公共料金の消費税転嫁問題、地方税の非課税等特別措置の整理合理化、軽油引取税の課税の適正化等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して瀧上委員、公明党・国民会議を代表して片山委員、日本共産党を代表して諫山委員、民社党・国民連合を代表して柳澤委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して松浦委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、国と地方等の税源再配分について検討を加え、地方税源の拡充を図ること等内容をとする附帯決議が付されております。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内に引き上げる特例措置の適用期限を平成五年度まで延長するとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を十分の四以内とすることを内容とするものであります。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国際空港周辺地域における河川、教育施設、農業用施設等の整備を促進するための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年間延長し、平成六年三月三十一日までとする内容をしております。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審議を進め、人口急増市町村に対する消防補助金のあり方、消防体制・施設の整備、成田空港二期工事の進捗状況、空港周辺の公共施設等の整備の見通し等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、消防施設強化促進法改正案について討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して渡辺委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して諫山委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して田辺委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置法改正案について採決を行いましたところ、本法律

案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

要旨

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における河川、教育施設、農業用施設等の整備を促進するための国の財政上の特別措置を五年間延長することとし、法律の有効期限を平成六年三月三十一日までとしようとするものである。

委員長報告

四五ページ参照

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

要旨

本法律案は、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、

個人住民税について所得割の非課税限度額の引き上げを行うとともに、法人事業税の分割基準、自動車税の税率構造及び軽油引取税の課税の仕組み等について見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

(一) 所得割の非課税限度額の引き上げ

総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十二万円（現行三十一万円）に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとする。

(二) 年齢七十歳以上の障害者である控除対象配偶者または扶養親族を、老人控除対象配偶者または老人扶養親族に含め、あわせて同居老親等に係る扶養控除の適用を認めるとともに、同居特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額を七万円引き上げる。

(三) 夫と死別し、または夫と離婚した後婚姻をしていない寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年

の合計所得金額が三百万円以下であるものに係る寡婦控除額を三十万円とする。

四 納税義務者の住所所在の都道府県共同募金会に対し、十万円を超える寄附金を支出した場合において、当該十万円を超える寄附金の金額について、寄附金控除を設ける。

二、事業税

(一) 法人の事業税の分割基準を次のとおり改正する。

1 資本の金額または出資金額が一億円以上の製造業を行う法人の工場に係る従業者の数については、当該数値にその二分の一に相当する数値を加えて算定するものとする。

2 証券業について銀行と同じ分割基準とし、課税標準額の二分の一に相当する額を事務所または事業所の数に、二分の一に相当する額を従業者の数にあん分して行うものとする。

(二) 一定の協同組合等について、所得のうち十億円を超える金額に係る法人の事業税の標準税率を百分の九（現行百分の八）とする。

三、不動産取得税

住宅建設の促進を図るため、住宅及び一定の住宅用地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長する。

四、自動車税

乗用車について、普通自動車と小型自動車（三輪車を除く。）との車種区分を廃止し、所要の経過措置を講じた上、標準税率を次のとおり改める。

五、軽油引取税

課税の適正な執行を確保する等のため次のように改正する。

(一) 課税団体を、特約業者または元売業者から軽油の引き取りを行う販売業者等の所在する都道府県に改める。

(二) 元売業者の特約業者からの軽油の引き取りを課税対象に追加する。

(三) 元売業者及び特約業者の指定・取消要件等を整備し、その厳格化を図るとともに、仮特約業者制度を創設する。

(四) 販売業者等が軽油以外の炭化水素油を自動車燃料として販売した場合には、販売業者等に対し課税する。

(五) 軽油等の混和及び軽油以外の炭化水素油の自動車用

改正		案		現		行	
自動車の区分 (総排気量)	営業用	税額(年額)	自動車の区分 (総排気量)	営業用	税率(年額)		
二リットル超、二・五リットル以下	二リットル超、二・五リットル以下	一万三千八百円	三リットル以下	三リットル以下	二万五千元		
二・五リットル超、三リットル以下	二・五リットル超、三リットル以下	一万五千七百円	三リットル超、六リットル以下	三リットル超、六リットル以下	二万七千五百円		
三リットル超、三・五リットル以下	三リットル超、三・五リットル以下	一万七千九百円	六リットル超	六リットル超	五万四千五百円		
三・五リットル超、四リットル以下	三・五リットル超、四リットル以下	二万五百円	自家用	自家用			
四リットル超、四・五リットル以下	四リットル超、四・五リットル以下	二万三千六百円	三リットル以下	三リットル以下	八万千五百円		
四・五リットル超、六リットル以下	四・五リットル超、六リットル以下	二万七千二百円	三リットル超、六リットル以下	三リットル超、六リットル以下	八万八千五百円		
六リットル超	六リットル超	四万七百元	六リットル超	六リットル超	十四万八千五百円		
自家用	自家用						
二リットル超、二・五リットル以下	二リットル超、二・五リットル以下	四万五千元					
二・五リットル超、三リットル以下	二・五リットル超、三リットル以下	五万千円					
三リットル超、三・五リットル以下	三リットル超、三・五リットル以下	五万八千円					
三・五リットル超、四リットル以下	三・五リットル超、四リットル以下	六万六千五百円					
四リットル超、四・五リットル以下	四リットル超、四・五リットル以下	七万六千五百円					
四・五リットル超、六リットル以下	四・五リットル超、六リットル以下	八万八千円					
六リットル超	六リットル超	十一万千円					

燃料としての販売または消費について承認制を導入する。

(六) 元売業者、特約業者等に所要の報告、帳簿記載等の義務を課する。

(七) 軽油引取税に係る脱税等に関する罰則を強化する。

六、国民健康保険税

(一) 課税限度額を四十二万円（現行四十万円）に引き上げる。

(二) 公的年金等に係る所得の種類の変更に伴い、年齢六十五歳以上の被保険者の有する公的年金所得に係る所得について調整措置を講ずる。

以上のほか、道府県民税及び市町村民税、事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税に係る非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととする。

なお、施行期日は、五の改正は、平成元年十月一日から、一の(二)から(四)までの改正は平成二年四月一日から、その他の改正は平成元年四月一日からである。

委員長報告

四五ページ参照

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の改正

所得税、法人税及び酒税並びに消費税（消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。）に加えて、たばこ税を新たに地方交付税の対象税目とし、その二十五％を地方交付税とする。

二、地方交付税の総額の特例

(一) 平成元年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第二項の規定により算定した額（所得税、法人税及び酒税の三十二％、消費税の二十四％、たばこ税の二十五％（返還金を含む。））に、交付税及び譲与税配付金特別会計の剰余金六百八十六億円及び同年度の特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律附則第二項の規定に基づく減額措置額二百三十億円、同

特別会計借入金利子支払額千九百二十九億円及び同特別会計借入金償還額一兆千三百六十億円を控除した額とする（以上の措置に昭和六十三年からの繰越額三千六百億四千九百万円を加えた平成元年度分の地方交付税の総額は、十二兆四千六百八十九億五千二百万円となる）。

(二) 平成三年度分から平成十三年度分までの地方交付税の総額について、新たに六千八百四億円を加算し、各年度を加算額を改めることとする。

三、単位費用等の改正

平成元年度分の普通交付税の算定については、地域経済の活性化・自主的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、道路・街路・公園・清掃施設・下水道等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善・学習用教材用具の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、老人保健施策の推進・長寿社会対策の充実等高齢化への対応・生活保護基準の引き上げ等福祉施策に要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費、消防救急対策等に要する経費、経常経費に係る国庫

補助負担率の見直しに伴う所要経費、消費税導入に伴い必要となる経費の財源を措置し、あわせて、投資的経費について地方債への振替措置を廃止することに伴う所要経費の財源を措置するほか、地方財政の健全化等に資するため、平成元年度に限り、財源対策債償還基金費を設けることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方交付税の総額について、地方交付税法第六条を改め、新たにたばこ税の収入額の百分の二十五を加えること、平成元年度分にあつては、この改正後の第六条第二項の額に交付税特別会計における剰余金六百八十六億円及び特例措置額二百三十億円を加算した額から、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例に係る一部返済額二百三十億円、同特別会計借入金利子支払額千九百二十九億円及び同特別会計借入金償還額一兆千三百六十億円を控除した額を地方交付税の総額とすること、また、後年度の地方交付税総額について、新たに六千八百四億円を加算する

とともに、普通交付税の算定について、地域経済の活性化、自主的な地域づくりの推進、高齢化への対応等に要する経費等の財源を措置するほか、平成元年度に限り、財源対策債償還基金を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、基準財政需要額の算定、国庫補助負担率の暫定措置、地方税源の拡充・地方への配分等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して湧上委員、公明党・国民会議を代表して片上委員、日本共産党を代表して諫山委員、民社党・国民連合を代表して柳澤委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して松浦委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、地方財政の充実強化を図る旨の五項目の附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○法務委員会

内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
15	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	衆	元、二七	付託 元、二七 可決 元、三三	付託 元、二七 可決 元、三三	
40	民事保全法案	"	三、〇	(予) 三、〇	三、三 継続審査	
41	法例の一部を改正する法律案	参	三、〇	可決 六、六 可決 六、九	(予) 三、〇 可決 六、〇 可決 六、三	
63	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	衆	三、六	(予) 三、〇	四五 継続審査	

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

要旨

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理

を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、簡易裁判所判事の員数を五人増加し、七百八十九人に改める。

二、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加し、二万四千四百一人に改める。

三、この法律は、平成元年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、簡易裁判所判事の員数を五人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、簡易裁判所判事を増員する理由、欠員等の状況、裁判官の定員を増員する必要性の有無、適正な裁判所の定員数等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

法例の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

要旨

本法律案は、近時の諸外国における国際私法、国籍法等の改正の動向及び最近の我が国における涉外的身分関係事件の増加にかんがみ、婚姻関係及び親子関係における準拠法の指定を両性平等の精神または子の福祉の理念に一層即したものに改めるとともに、身分関係の成立の容易化等を図ろうとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、婚姻の効力、夫婦財産制及び離婚について、夫婦に共通の本国法または常居所地法等、夫婦に共通する法律を段階的に準拠法とする。

二、親子間の法律関係について、子の本国法または常居所地法を準拠法とする。認知及び養子縁組の成立について、子の本国法において子の同意等がその要件とされている場合には、その要件をも備えなければならない。

三、婚姻の方式、嫡出親子関係の成立、認知及び準正について、当事者に関係がある複数の法律のうちのいずれかにおいてその要件を満たせばこれらの身分関係の成立を認める。養子縁組について、養親の本国法を準拠法とす

る。

四、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法例の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、婚姻関係及び親子関係における準拠法の指針を両性平等の精神または子の福祉の理念に一層即したものに改めるとともに、本国法の決定等に関し所要の規定の整備を行おうとするものであります。

その主な内容は、婚姻の効力、夫婦財産制及び離婚について、夫婦に共通の本国法または常居所地法等、夫婦に共通する法律を段階的に準拠法とし、親子間の法律関係について、子の本国法または常居所地法を準拠法とし、認知及び養子縁組の成立について、子の同意を要する場合の規定を設ける等であります。

委員会におきましては、分かりやすい法律にする必要性、両性の平等・子の保護を図るための仕組み、当事者の一方

が日本人の場合の特例、用語の概念等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○外務委員会

条約（八件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
1	投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆	元、三二七	付 元、三二七 議 承 決 元、四二二 議 承 決 元、四二三	付 元、三二七 議 承 決 元、四二二 議 承 決 元、四二二	
2	航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	"	三二七	(予) 三二七 承 六二〇 認 承 六二二	三二七 承 五二四 認 承 六二八	
3	航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件	"	三二七	(予) 三二七 承 六二〇 認 承 六二二	三二七 承 五二四 認 承 六二八	
4	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	"	三二七	(予) 三二七 承 六二〇 認 承 六二二	三二七 承 五二四 認 承 六二八	
5	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件	"	三二七	(予) 三二七 承 六二〇 認 承 六二二	三二七 承 五二四 認 承 六二八	
6	常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めるの件	"	三二四	六二九 承 六三三 認 承 六三三	五二三 承 六二四 認 承 六二六	元、六二九 参本会議趣旨説明

108 3 国会	番号	件名	提出者	予備送衆へ提	参議院	衆議院	備考
		国際開発協力基本法案	中西珠子君 外一一名 (昭和六、五二)	付月日出月日	付委員託議決議 昭和三三 六二五二 未了	付委員託議決議 了	

本院議員提出法律案 (一件)

31	16	番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
			旅券法の一部を改正する法律案	衆議院	三二六	付委員託議決議 (予)可決 四二四二 四二四三	付委員託議決議 三二六 可決 四二四二 可決 四二四二	
			在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	元、二二七 元、三二七 元、三三三 元、三三三 元、三三三 元、三三三 元、三三三 元、三三三 元、三三三 元、三三三	付委員託議決議 (予)可決 四二四二 四二四三	付委員託議決議 三二六 可決 四二四二 可決 四二四二	

内閣提出法律案 (二件)

8	7	番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
			千九百六十七年七月十四日にストックホルム及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスに関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件	衆議院	三二四	付委員託議決議 承認 六二六 承認 六二九	付委員託議決議 (予)承認 三二四 承認 六二二 承認 六二二	
			実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	参議院	三二四	付委員託議決議 承認 六二六 承認 六二九	付委員託議決議 (予)承認 三二四 承認 六二二 承認 六二二	

衆議院議員提出法律案（一件）

9	番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
		国際開発協力基本法案	川崎寛治君 （月 日） 外十五名 （元、六二〇）	元、六三		付委員会 託議決	付委員会 託議決	
						元、六三 （予）		継続審査 （外務）

投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

この協定は、我が国と中華人民共和国との間の投資の増加、経済関係の拡大及び緊密化の促進を目的として、一九八八年（昭和六十三年）八月に北京で署名されたものである。主な内容は次のとおりである。

一、両国は、投資の許可及びこれに関連する事項に関し、最恵国待遇を与える。

二、両国は、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

三、両国は、出訴権等に関して内国民待遇及び最恵国待遇

を与える。

四、両国は、投資財産及び収益について、公共のため、法令に従い、差別的でなく、また、補償が行われる場合を除いては、収用、国有化等の措置の対象とはならぬ。両国は、収用、国有化等の条件、補償の方法等に関し、最恵国待遇を与える。また、敵対行為の発生等に関連してとる措置に関し、最恵国待遇を与える。

五、両国は、投資保証に基づく請求権等についての政府の代位を承認する。

六、両国は、両国間及び自国と第三国との間の送金等の自由を保証する。

七、両国は、収用等に対する補償の価額に関する紛争は当事者の要請により、また、その他の事項に関する紛争は

両当事者の合意により、調停または仲裁に付託する。

八、両国は、協定の実施状況の検討、両国の政府に対する勧告等を目的として合同委員会を設置する。

委員長報告

ただいま議題となりました協定及び法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日中投資保護協定について申し上げます。

本協定は、我が国と中華人民共和国との間の投資を促進するため、相互に投資の許可について最恵国待遇を保障するほか、投資財産、収益、事業活動に関する内国民待遇及び最恵国待遇、収用、国有化等の場合の補償措置、投資紛争解決のための手続、合同委員会の設置等について定めております。

委員会におきましては、協定締結が対中投資に及ぼす効果、投資財産等に与えられる内国民待遇の内容、投資リスク回避の方法等のほか、日中関係全般について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認

すべきものと決定いたしました。

次に、旅券法改正案について申し上げます。

本案は、最近における旅券発給件数の急増とそれに伴う旅券事務の増大にかんがみ、一般旅券は原則として有効期間五年の数次往復用旅券とするともに、提出書類の簡素化及び本人出頭義務の緩和を図ること、旅券手数料の一部を都道府県へ分納すること等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、旅券事務の合理化と窓口サービスの向上、手数料分納の効果、朝鮮民主主義人民共和国への渡航制限の緩和等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めの件（閣条第二号）

要旨

我が国とオーストリアとの間の定期航空路開設については、一九七九年（昭和五十四年）以来オーストリア側より累次にわたり希望が表明されてきた。近年に至り両国間の貿易、投資等の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航空路を開設するに足る状況になったと判断されたので、両国間の伝統的友好関係にもかんがみ、我が国としても航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十一月に交渉を行った結果、協定案文について最終的合意に達し、本年三月本協定の署名が行われたものである。

本協定は、我が国とオーストリアとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、両国の航空企業が享有する特権、業務の開始及び運営についての手続き及び条件、業務の運営に関する原則、運賃の決定手続き等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる定期路線を定めている。

委員長報告

ただいま議題となりました協定二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両協定は、わが国とオーストリア及びわが国とトルコと

の間にそれぞれ定期航空業務を開設することを目的とするものでありまして、いずれもそのための権利を相互に許与すること、業務の開始及び運営についての手続き及び条件等を取り決めるとともに、わが国と相手国の指定航空企業がそれぞれの業務を行うことができる路線を定めたものであります。

委員会におきましては、二協定の締結の経緯、両国との間の航空運輸需要、営業路線及び運航開始の時期等のほか、国際航空運賃の決定方法、地方空港への国際線乗り入れ見通し、日米航空交渉の現状と今後の対応等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

我が国とトルコとの間の定期航空路開設については、一

九七四年（昭和四十九年）以来トルコ側より累次にわたり希望が表明されてきた。近年に至り両国間の貿易、投資等の経済関係の緊密化に伴い、航空運輸需要がほぼ直通航路を開設するに足る状況になったと判断されたので、両国間の伝統的友好関係にもかんがみ、我が国としても航空協定の締結交渉に応ずることとした。昨年十月に交渉を行った結果、協定案文について最終的合意に達し、本年三月本協定の署名が行われたものである。

本協定は、我が国とトルコとの間の定期航空業務を開設することを目的とし、両国の航空企業が享有する特権、業務の開始及び運営についての手続き及び条件、業務の運営に関する原則、運賃の決定手続き等を取り決めるとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる定期路線を定めている。

委員長報告

前ページ参照

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

要旨

この協定は、米国大統領の呼びかけに基づき、一九八八年（昭和六十三年）九月二十九日に我が国、米国、欧州諸国及びカナダの十二カ国によって署名されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、国際法に従い、平和目的のために宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する参加主体（我が国、米国、一の参加主体として集団的に行動する欧州諸国及びカナダ）間の協力の枠組みを確立することを目的とし、宇宙基地は、すべての参加主体が提供する要素から成る常時有人の本体、地上要素等によって構成される。
- 二、宇宙基地は、国際法に従って開発し、運用し、利用する。
- 三、各参加主体は、宇宙基地協力の実施に責任を有する協

力機関として、米国については航空宇宙局、欧州諸国については欧州宇宙機関、カナダについては科学技術省を指定することに合意し、日本については日本政府と航空宇宙局との間の了解書で定める。(なお、同了解書は、日本の協力機関として科学技術庁を指定し、宇宙開発事業団がこれを援助することができるものと定めている。)

四、各参加主体は、自己が提供する要素を宇宙物体として登録し、また、登録する要素及び宇宙基地上の自国民に対して管轄権及び管理の権限を保持する。

五、各参加主体等は、自己が提供する要素を所有し、要素または宇宙基地上の装置を参加主体以外の国等に所有させる場合には、他の参加主体の同意を必要とする。

六、協力機関の間で、宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用に関し、計画及び調整を行う運営組織を設立する。

七、各参加主体は、自己が提供する要素を設計し、開発する。

八、各参加主体は、原則として、自己が提供する要素の利用権を保持するが、日本及び欧州参加主体は、米国及びカナダがそれぞれの基盤施設から得られる資源を有人民体の運用及び利用のために提供することと引きかえに、

それぞれの有人民体の利用要素の利用権の一定割合を米国及びカナダに提供する。

九、各参加主体は、自己が提供する要素を運用する責任を有する。

十、各参加主体は、衡平な分配に基づき宇宙基地塔乗員を提供する権利を有する。

十一、航空宇宙局及び欧州宇宙機関の宇宙輸送システムは、宇宙基地のための基本的な輸送システムである。航空宇宙局は、他の協力機関等に対し、実費弁償の原則により打ち上げ及び回収の業務を提供する。

十二、各参加主体は、宇宙基地運用のための共通経費を含め、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすための経費を負担する。

十三、参加国(協力機関を含む)は、宇宙基地活動から生ずる損害についての責任に関する請求であって、他の参加国、他の参加国の関係者等に対するもの(自然人の障害または死亡についての請求、悪意によって引き起こされた損害についての請求等を除く)を相互に放棄する。また、自己の関係者に対し、契約その他の方法により同様の請求を放棄するよう要求することにより、責任に関

する相互放棄を及ぼす。

十四、各参加主体は、宇宙基地協力のために必要と認められる技術データ及び物品を国内法令の範囲内で交換する。

十五、知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素（宇宙基地の構成要素から地上要素を除いたもの）上の活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域において行われたものとみなす。

十六、参加国は、自国が提供する飛行要素及びいずれかの飛行要素上の自国民について刑事裁判権を行使することができる。また、一定の場合に米国は、他の参加主体が提係する飛行要素上の米国以外の国の国民について刑事裁判権を行使することができる。

十七、この協定は、米国が批准書、受諾書または承認書を寄託し、かつ、欧州参加主体についての効力発生の要件が満たされ、または他の一の参加主体がその批准書、受諾書または承認書を寄託した日に効力を生ずる。

十八、各参加主体は、次の宇宙基地の要素を提供する。

1 米国は、居住棟を含む基盤要素、利用要素としての実験棟、取付型搭載物の装着設備及び極軌道プラットフォーム並びに地上要素を提供する。

2 欧州諸国は、利用要素としての取付型与圧棟、有人支援型フリー・フライヤー及び極軌道プラットフォーム並びに地上要素を提供する。

3 日本は、利用要素としての日本実験棟（JEM）及び地上要素を提供する。

4 カナダは、移動型サービス施設及び地上要素を提供する。

委員長報告

ただいま議題となりました協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、昨年九月、我が国、米国、欧州諸国及びカナダの合計十二カ国によって署名されたものでありまして、国際法に従って平和的目的のために宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する協力の枠組みについて定めたものであります。

宇宙基地は、低重力、真空等の宇宙環境を利用した材料科学等の実験、長期間の天体観測等を可能とするものであります。

委員会におきましては、我が国の宇宙開発計画、有人宇

宙基地活動に参加することの意義、宙基地の平和的利用と宙空間の非軍事化問題、研究成果の利用方法と知的所有権問題、実施取り決めの公表等につきましまして質疑が行われ、また、参考人を招いて意見を聴取いたしました。詳細は会議録によって御承知願います。

本日、質疑終局の動議が提出され、多数をもって可決されました。

質疑を終え、直ちに採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承任を求める件（閣条第七号）

要旨

この条約は、著作物を公衆に伝達する役割を果たす実演家等に対して著作権に準ずる権利を付与し、これを国際的に保護することを目的にして一九六一年（昭和三十六年）十月二十六日に作成され、一九六四年（昭和三十九年）五月十八日に効力を生じたものである。その主な内容は次の

とおりである。

一、締約国は、実演が他の締約国において行われる場合等に該当する場合には、実演家に対して内国民待遇を与える。

二、実演家に対する保護として、(イ)実演家の承諾を得ないでその実演を放送し、公衆に伝達し、及び固定（録音及び録画）すること、(ロ)固定された実演を実演家の承諾を得ないで複製すること、を防止する。

三、締約国は、国籍の基準、固定の基準、発行の基準のいずれかに該当する場合には、レコード製作者に対して内国民待遇を与える。

四、レコード製作者に対する保護として、レコードの複製についての許諾権を与える。

五、締約国は、放送機関の主たる事務所が他の締約国にある場合等に該当する場合には、放送機関に対して内国民待遇を与える。

六、放送機関に対する保護として、放送の再放送、放送の固定、入場料を徴収してテレビ放送を公衆に伝達すること、等についての許諾権を与える。

七、放送機関等は、商業用レコードの二次使用料（商業用

レコードを放送等に使用することに対する報酬）を実演家もしくはレコード製作者、またはその双方に対して支払う。

八、この条約に基づいて与えられる保護期間は、二十年以上とする。

九、締約国は、国内法令により、私的使用、報道における使用、教育目的・学術的研究目的の使用等の行為については、この条約が保障する保護の例外を定めることができる。

なお、この条約は、一部の規定を適用しないこと等につき宣言することを認めており、我が国は、レコード製作者の範囲の決定に際しては発行の基準を適用しないこと、商業用レコードの二次使用の規定は放送及び有線放送の場合について適用すること、商業用レコードの二次使用の規定を適用しない締約国には我が国も同条の規定を適用しないこと、レコードについての保護期間は相互主義に従い制限すること、につきそれぞれ宣言を行う予定である。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務

委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、実演家等保護条約は、実演家、レコード製作者及び放送機関に対して著作権に準ずる権利、いわゆる著作権隣接権を付与し、これを国際的に保護することについて定められております。

次に、標章国際分類協定は、商標またはサービス・マークの登録制度を有している場合に、これらの登録のための国際的に統一された商品及びサービスの分類を採用することについて定めております。

委員会におきましては、現時点で両条約に加入することの意義、実演家等に対する商業用レコード二次使用料支払いの方法、商標登録に関する審査体制の整備等国際分類への移行に伴う諸問題、サービス・マーク登録制度導入の見通し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

要旨

この協定は、一九五七年（昭和三十二年）六月十五日にニースで作成された商標が使用される商品及びサービスの国際分類に関するニース協定が、一九六七年（昭和四十二年）及び一九七七年（昭和五十二年）に改正されたものであり、商標またはサービス・マークの登録制度を有している場合に、これらの登録のための国際的に統一された商品及びサービスの分類の採用について規定している。その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定等の締約国（以下「同盟国」という。）は、同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通分類（「国際分類」という。）を採用する。
- 二、国際分類にいかなる法的効果を付与するかは、各同盟国が定める。

三、同盟国の権限ある官庁は、標章の登録に関する公文書等に、登録される標章が対象としている商品またはサービスのの属する国際分類の類の番号を表示する。

四、同盟国は、国際分類を主たる国内分類として使用するか、あるいは副次的な分類として独自の国内分類と併用する。

五、同盟国の代表から成る国際分類の変更の決定等を行う専門委員会を設置する。

六、知的所有権国際事務局が同盟の管理業務等を行う。
なお、この協定は一九七九年（昭和五十四年）二月六日に発効している。

委員長報告

前ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

- 一、在ウィーン国際機関日本政府代表部を設置するとともに、中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシアにそれぞれ兼轄の大使館を設置する。
- 二、右の各在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員に支給する子女教育手当の支給要件を改定する。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当について、事故または職員の死亡のため配偶者が旧在勤地に残留する必要がある場合に、引き続き支給することができる住居手当の額を改定する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、在ウィーン国際機関日本政府代表部を設置すること、中部太平洋にあるマーシャル及びミクロネシアにそれぞれ兼轄の大使館を設置すること、在外職員の子教育手当の支給要件を改定すること、事故または職員の死

亡により配偶者が旧在勤地に残留する必要がある場合の住居手当支給額を改定すること等を内容としております。

委員会におきましては、ウィーンに政府代表部を設置する必要性、マーシャル、ミクロネシアの法的地位、在外公館の通信及び警備体制、在外邦人の保護対策、その他外交問題全般につき質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）

要旨

本法律案は、最近の旅券発給件数の急増に伴い、旅券発給窓口の混雑、旅券事務量の膨張、旅券管理の複雑化等の諸問題が生じていること、大量渡航時代における旅券事務及び出入国手続の合理化等のため、国際的に機械読取り旅券（MRP）の導入が開始されていること等にかんがみ、現行旅券制度の見直しを行おうとするものであって、主な

改正点は次のとおりである。

一、旅券を国際的な標準旅券に統一し、事務の合理化を図るため、一般旅券は、原則として有効期間五年の数次往復用旅券とする。

二、二重に旅券を発給する場合及び発給を受けようとする者が長期二年以上の刑で訴追中である場合等においては、渡航先を個別に特定し、有効期間を五年未満とすることができるとする。

三、外務大臣が指定する地域へ渡航する場合には、一往復用の一般旅券を発給する。ただし、外務大臣が適当と認めるときは、渡航先を個別に特定して記載した有効期間五年以下の数次往復用旅券を発給することができる。

四、全ての旅券に有効期間満了の日を記載する。このため、一往復用旅券の有効期間も五年とする。

五、一般旅券の発給申請のために必要な提出書類のうち、渡航費用の支払能力を立証する書類は、提出を要しない。

六、本人の出頭は原則として交付時一回でよいこととし、申請時は幅広く代理申請を認める。

七、旅券の記載事項の訂正を原則として廃止し、旅券を返納の後、新規発給することでこれに代える。

八、旅券の残存有効期間が一年未満になった場合等には、切替発給することができる。

九、現在では諸外国にほとんど例を見ない合冊制度を廃止する。

十、都道府県における旅券事務の財政基盤を改善するため、これまでの委託費方式を改め、手数料の一部を実費を勘案して都道府県の収入とする。

委員長報告

五九ページ参照

○大蔵委員会

内閣提出法律案（九件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
4	農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため的一般会計からする繰入金に関する法律案	衆	元、二、八	付託 元、二、三 議決 元、三、七 議決 元、三、七	付託 元、二、八 議決 元、二、六 議決 元、三、三	
6	国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案	"	二、八	(予) 議決 元、四、六 議決 元、四、六	修 元、四、四 正 元、四、四	元、三、七 参本会議趣旨説明
7	平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	"	二、八	六、九 議決 元、六、三 議決 元、六、三	修 元、六、六 正 元、六、六	参本会議趣旨説明 元、六、九
9	租税特別措置法の一部を改正する法律案	"	二、四	三、七 議決 元、三、二 議決 元、三、三	可 元、三、三 議決 元、三、四	参本会議趣旨説明 元、三、七
39	関稅定率法等の一部を改正する法律案	"	三、四	(予) 議決 元、三、二 議決 元、三、三	可 元、三、三 議決 元、三、四	
48	國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	"	三、六	(予) 議決 元、三、二 議決 元、三、三	可 元、三、四 議決 元、三、四	
51	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	"	三、三	(予) 議決 元、六、〇 議決 元、六、二	可 元、五、四 議決 元、六、九	

番号	件名	先議院	提出月	参議院	衆議院	備考
71	信用金庫法の一部を改正する法律案	参	三三 元	三三 元 可決 六二 元 可決	三三 元 可決 六二 元 可決	
52	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	衆	三三 元	(予)三三 元 可決 六二 元 可決	三三 元 可決 五二 元 可決 六二 元 可決	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ提 付月 日	出月 日	参議院	衆議院	備考
1	昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (元、二二〇)	元、二三 元、二三	元、二三 元、二三	元、二三 元、二三 可決 元、二四 元、二五 可決	元、二三 元、二三 可決 元、二三 元、二三 可決	

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（閣法第四号）

要旨

本法律案は、昭和六十三年年度補正予算（第1号）に係る

ものであって、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、低温等による水稲等の異常被害により生じた再保険金の支払財源の不足に充てるため、次の措置を講じようとするものである。

一、昭和六十三年度において一般会計から同特別会計の農業勘定へ三百二十二億五百九十一万九千円を限り、繰り

入れることができる。

二、右の繰入金については、後日、同特別会計の農業勘定に決算上の剰余が生じた場合において、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除してなお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬ。

委員長報告

ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきましても、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年補正予算に係るものでありまして、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、昭和六十三年度における低温等による水稻等の異常被害により生じた再保険金の支払い財源の不足に充てるための資金として、同年度において、一般会計から三百二十二億五千九百九十九万九千円を限り、同勘定に繰り入れることができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農業共済の保険設計のあり方、農業災害補償制度充実の必要性、稲作の生産性向上の方途等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（閣法第六号）

要旨

本法律案は、最近における財政状況及び累次の臨時行政調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国・地方の財政関係の安定化に資するため、昭和六十一年度に制定した「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」に定めた暫定措置の期間が六十三年度末に終了することに伴い、国の補助金等について、改めて一体的、総合的な見直しを行うことにより、補助率等につき所要の措置を定めるとともに、厚生年金の国庫負担金の繰り入れ

等につき引き続き所要の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の補助または負担に関する措置（四十四法律）

昭和六十三年まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について次の措置を講ずる。

(一) 生活保護等に係る補助率等

平成元年度以降、生活保護法等七法律に係る補助率等を四分の三（昭和六十三年十分の七）、老人福祉法等六法律に係る補助率等を昭和六十三年度と同じく二分の一とする。

(二) 義務教育費国庫負担金に関する補助率等

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法に係る補助率等について、共済長期給付に係るものは平成元年度八分の三、二年度以降二分の一（昭和六十三年度三分の一）とし、共済追加費用等に係るものは平成二年度までは昭和六十三年度と同じく三分の一とするとともに、平成元年度以降恩給に係る補助金等を整理し、地方公共団体の一般財源による措置への振りかえを行う。

(三) 公共事業等に係る補助率等

河川法等三十法律に係る補助率等について、昭和六十三年度に適用された水準を引き続き平成二年度まで維持する。

二、国の負担に係る繰り入れの特例（三法律）

厚生保険特別会計法等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れを規定している三法律について、繰り入れの特例を定める。

なお、本法律施行に伴う平成元年度の一般会計及び特別会計の歳出節減額は一兆四千百四十三億円（昭和五十九年度における補助率等を基準とした場合）と見込まれている。また、本法律は、衆議院において、施行期日「平成元年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における財政状況及び累次の臨時行政調査会答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図り、あわせて国、地方間の財政関係の安定化に資するため、

昭和六十三年年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補助率等について、改めて一体的、総合的な見直しを行うこととし、補助率等につき、生活保護等に係るものは恒久化し、義務教育に係る恩給については一般財源化を図り、公共事業等については六十三年適用の補助率等を引き続き平成二年度まで適用することとするともに、厚生保険特別会計等、一般会計から特別会計への国庫負担金等の繰り入れについての特例を定めようとするものであります。

なお、本法律案においては、四十七法律に係る補助率等の見直し等を一括して行うこととしており、また、別途、地方交付税法の改正によりたばこ税を地方交付税の対象に加えることとするほか、地方公共団体の財政運営等に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずることとしております。

委員会におきましては、平成元年度暫定予算と本法律案との関係、多省庁にわたる補助率等の改正を一括して提案することの当否、高齢化社会の進展に対応した財源確保のあり方、補助率に係る大蔵、自治両大臣の覚書の性格、補助率引き下げがもたらす住民負担への影響等について大蔵大臣ほか関係各大臣等に対し質疑が行われましたが、その

詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕理事、公明党・国民会議を代表して太田淳夫理事、日本共産党を代表して吉井英勝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して斎藤文夫理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第七号）

要旨

本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、平成元年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会

計健康勘定への繰入額削減の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行等

(一) 予算をもって国会の議決を経た金額（一兆三千三百十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができることとする。

(二) 租税収入の実績に従って、限度額の範囲内で特例公債の発行額を調整できるよう、平成二年六月三十日まで発行できることとし、同年四月一日以降の本特例公債の発行収入は、平成元年度所屬の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

(四) 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借りかえを行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰り入れ等の停止

平成元年度における国債償還財源を確保するための一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについては、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ

及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れを行わないこととする（本措置による繰り入れ停止に係る金額は二兆六千八十一億円である）。

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

(一) 平成元年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助の額から四百億円を控除した額とする。

(二) 右の特例措置により控除した金額については、政府管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後日、当該金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる等の適切な措置を講ずることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「平成元年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成元年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止及び政府管掌保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、平成二年度特例公債依存脱却の可能性と脱却後の新たな財政改革目標の内容、減債基金制度に対する基本的考え方と国債償還財源確保の具体的方策、国債の利払い費を通じて財政の再配分機能が歪められることの当局見解、いわゆる「隠れ公債」の解消策、為替の変動が我が国経済に与える影響等について、総理、大蔵大臣並びに係る当局に対して質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して本岡昭次理事、公明党・国民会議を代表して太田淳夫理事、日本共産党を代表して吉井英勝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、それぞれ反対、自由民主党を代表して斎藤文夫理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、新税制の円滑な実施に配慮しつつ、当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置を講ずるとともに、租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地税制及び地域活性化

(一) 土地税制

昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの間に行われる土地等の譲渡に係る譲渡所得の特例控除の控除額のうち、収用等の場合を五千万円（現行三千万円）に、農地保有合理化等の場合を八百万円（現行五百万円）にそれぞれ引き上げるとともに、不動産登記に係る不動産価額に対する登記免許税の特例

制度を廃止する等の措置を講ずる。

(二) 地域活性化

多極分散型国土形成促進法の重点整備地区または業務施設集積地区内において整備される中核的民間施設について、一定の要件の下に、取得価額の百分の十の特別償却を認める等の措置を講ずる。

二、社会政策上の配慮等

(一) 寡婦控除の特例

夫と死別し、または夫と離婚した後婚姻していない者のうち、合計所得金額三百万円以下で、かつ、扶養親族である子を有するものについては、寡婦控除について八万円の特別加算を行う特例制度を設ける。

(二) 中小企業・農業等対策

1 平成元年四月一日から平成二年九月三十日までの間に、中小企業者並びに卸小売業者及び特定のサービス業者が取得する百万円以下の電子式金銭登録機並びに中小企業者が取得する百六十万円以下の電子計算機について、一時に損金算入を認める措置等を講ずる。

2 繊維工業構造改善臨時措置法の一部改正に伴い、

同法の構造改善事業計画または構造改善円滑化計画を実施する商工組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認めるとともに、商工組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める等の措置を講ずる。

3 特定農産加工業経営改善臨時措置法の制定に伴い、同法の経営改善措置に関する計画または事業提携に関する計画を実施する特定事業協同組合等が構成員に賦課する負担金について特別償却を認めるとともに、特定事業協同組合等が負担金により取得する試験研究用資産について圧縮記帳を認める等の措置を講ずる。

4 その他

消費税の確定申告期限に関して、事業者が平成元年九月三十日前に提出すべき確定申告書について、その提出期限を同日まで延長するとともに、個人事業者の平成元年から平成三年までの各年の十二月三十一日の属する課税期間に係る確定申告書について、その提出期限を翌年三月末日とする。

また、平成元年四月一日から平成二年三月三十一

日までの間の措置として、国産石油化学製品製造用揮発油及び国産農林漁業用A重油に対する石油税の還付措置を講ずる。

三、租税特別措置の整理合理化等

(一) 租税特別措置の廃止

特殊の外貨借入金等の利子の非課税制度、石油ガス貯蔵施設の割増償却制度、特定船舶製造業経営安定臨時措置法の規定による認定に係る合併登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置を廃止する。

(二) 租税特別措置の縮減合理化等

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度、民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却制度、中小企業等海外市場開拓準備金制度、登録免許税の特例制度等について、控除率等の引き下げ等により整理合理化を図るほか、交際費等の損金不算入制度等について期限の延長措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込額は、平成元年度約二千六百四十億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、税制改革の円滑な実施に配慮しつつ、当面の政策的要請に対応するとの観点から早急に実施すべき措置として、収用等のための土地等の譲渡所得の特別控除を引き上げ、中小企業者等の特定事務用機器の取得価額の損金算入の特例制度の創設及び消費税に係る確定申告期限の延長を行うとともに、多極分散型国土形成促進法に基づく一定の施設について特別償却制度を認めるほか、石油ガス貯蔵施設の割り増し償却制度の廃止など既存の租税特別措置の整理合理化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、租税特別措置の整理合理化に対する基本的考え方、本案に係る消費税の弾力的運営のあり方、消費税実施に伴う国民生活への影響と円滑な実施への懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕理事、公明党・国民会議を代表して太田淳夫理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、

民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して齋藤文夫理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、関稅定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、我が国市場の一層の開放を図る等の見地から、バナナ等熱帯産品、原油等の關稅率を引き下げるとともに、牛肉等農産物の輸入自由化に関連した關稅上の措置を講ずるほか、旅行者等の別送貨物についての簡易稅率の適用等の措置を講じようとするものであります。

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案は、國際復興開發銀行の各國間シェアに変更をもたらすことなく資金規模の拡大を図るための一般増資に我が国も参加するため、政府は同銀行に対し、四十一億千四百四十万協定ドルの範囲内において追加出資することができるとするものであります。

委員会におきましては、兩法律案を一括して議題とし、稅關の業務量の増大等についての対応策、累積債務国に対する債務救済策のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より兩法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、兩法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、關稅定率法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

關稅定率法等の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

要旨

本法律案は、最近における内外の經濟情勢の推移等にかんがみ、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、關稅率、減免稅還付制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、農産物自由化関連の関税率等の改正

(一) 牛肉及び特定牛肉調整品については、それぞれ平成三年度、平成二年度に輸入自由化されるが、その影響を緩和するため関税率を引き上げるとともに、牛肉について輸入急増時の対策として、緊急調整措置を導入する。

(二) ガット裁定を受諾した農産物十二品目のうち、平成元年度に輸入自由化されるプロセスチーズ及びトマトジュース・トマトケチャップについて、その影響を緩和するため関税率を引き上げる。

二、熱帯産品等に係る関税率等の改正

ガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビューにおける熱帯産品交渉等を踏まえ、熱帯産品百三十品目について関税率の引き下げ等を行う。

三、石油関係の関税改正

(一) 消費税導入に伴う石油の税負担軽減のため、原油関税率の引き下げ、並びにこれに伴う石炭対策財源の確保のため、重油の関税割当制度の見直し及び石油製品の関税の石炭特会（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計）・石炭勘定への全額直入措置を

講ずる。

(二) 平成元年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の免税・還付制度について、適用期限の一年延長等所要の改正を行う。

四、暫定税率の適用期限の延長

平成元年三月三十一日に適用期限の到来する五千七百六十八品目の暫定税率について、適用期限を一年間延長する。

五、その他

(一) 加工再輸入減税制度について、織物製衣類を新たに対象品目に指定する。

(二) 旅客等の携帯品に適用されている簡易税率を旅客等の別送品に対しても適用する。

なお、本法律施行に伴う平成元年度一般会計の関税減収見込額は、約三百五十億円（石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計への税源振替分を含む）である。

委員長報告

七七ページ参照

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、国際復興開発銀行の各国間シェアに変更をもたらすことなく資金規模の拡大を図るための一般増資に我が国も参加するため、政府は同行に対し、従来の出資の額のほか、四十一億千四百四十万協定ドル（五十億現行ドル）の範囲内において出資することができることとするものである。

委員長報告

七七ページ参照

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、我が国の国際的役割としての累積債務問題への貢献という緊要の課題に対応し得るよう、日本輸出入銀行について、民間金融の質的補完及び奨励を行う観点か

ら、その機能の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、出資業務の創設

累積債務問題解決のため、開発途上国に対する資金還流の手段を多様化する必要性の観点から、本邦外において事業を行う者に対し、新たに出資をすることができることとする。

二、アンタイドローンの対象拡大

開発途上国の経済の発展に寄与し、資金還流を促進する観点から、アンタイドローン（本邦との輸出入と直接結びつきがない貸し付け）の対象を、開発途上国における公共性、公益性の高い事業を行う法人にまで拡大することとする。

三、保証業務の拡充

日本輸出入銀行の出資を受けた者が行う長期資金の借り入れに対して債務の保証をすることができることとする。

四、外貨余裕金運用の弾力化

本邦通貨の売却により調達した外貨資金に係る業務上の余裕金を外貨預金等に運用できることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案は、我が国の国際的な累積債務問題への貢献という緊要課題に対応し、民間資金の活用による対外経済交流の促進等を図るため、日本輸出入銀行の業務について、出資機能を創設するとともに、融資対象先の拡大等を行うほか、同行の業務の円滑な運営に資する等のため、外貨建て余裕金の運用を弾力化する等、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案は、我が国における地域経済の活性化及び多極分散型国土の形成等の緊要課題に対応し得るよう、日本開発銀行の業務について、産業の開発及び経済社会の発展に寄与する設備が大蔵大臣の定める事業の用に供される場合には、当該設備の取得等に関連する当該事業に必要な資金の貸し付けを行うことができないこととするほか、同行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げる等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、

輸銀と世銀が協調して融資を行っているインドネシアのダム建設プロジェクトの現状と問題点、カントリー・リスクに対する輸銀の審査機能充実の必要性、開銀の立ち上がり支援資金の創設が民間金融機関と競合することの懸念、開銀の受信限度倍率を十倍から十一倍に引き上げる理由、等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、二法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より二法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、二法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

要旨

本法律案は、我が国における地域経済の活性化及び多極

分散型国土の形成等緊要の課題に対応し得るよう、日本開発銀行について、民間金融の質的補完及び奨励を行う観点から、その機能の整備を行うおうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、立ち上がり支援資金融資制度の創設

地方における社会資本整備事業について、立ち上がり期における高リスク、低採算性等から事業者の初期負担が大きく、民間金融のみでは適切な対応が困難な場合が多いことにかんがみ、事業の立ち上りを支援するために事業資金の貸し付けを行うことができることとする。

二、受信限度倍率の引き上げ

地域活性化等の要請に応え、社会資本整備事業、地方開発事業の分野での資金ニーズに的確に対応し得るよう、借り入れ等及び債券発行の限度額を資本金及び準備金の合計額の十倍から十一倍に引き上げることとする。

委員長報告

前ページ参照

信用金庫法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、全国信用金庫連合会（以下「全信連」）の資金調達の実情等にかんがみ、その業務の円滑な遂行等に資するため、全信連に債券の発行を認めることとし、所要の改正を行うおうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、出資の総額の最低限度

全信連の出資の総額は百億円を下回ってはならない。

二、債券の発行限度

全信連は、出資の総額及び準備金の合計額（自己資本等）の十倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。

三、債券の種類等

全信連が発行する債券は、無記名式、利付債方式を原則とする。

四、債券の発行方法

全信連は、債券を発行する場合においては、募集または売り出しの方法によることができる。

五、その他

全信連が債券を発行することに伴い、債券の借りかえ発行の場合の特例、債券発行の届け出、債券の申込証、売り出しの公告、債券の記載事項、債券の原簿、債券の消滅時効等に関する規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました信用金庫法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、全国を地区とする信用金庫連合会の資金調達の実情等にかんがみ、同連合会に対し、長期資金の調達手段として債券の発行を認め、中小・零細企業に対する長期・固定金利資金の円滑かつ安定的な供給を確保することとし、これに係る債券の発行限度、債券の発行方法を定める等、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、協同組織形態としての信用金庫の果たすべき役割、信用金庫の経営基盤強化の必要性とその対応策、全信連に債券発行を認めることの理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

要旨

本法律案は、昭和六十三年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するめ、政府等が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度における租税の

減収見込額は、約六億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十三年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度の租税の減収額は約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、水田農業確立対策終了後を目標とする奨励金依存体質からの脱却の可能性、米の消費拡大のための具体的施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

○文教委員会

内閣提出法律案（三件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決 議決 議決	備考
22	国立学校設置法の一部を改正する法律案	衆議院	元、二二三	元、二二三 (予) 元、六二六 議決 議決 議決	元、三三六 元、五二四 元、六二九 修正 修正 修正	
23	国立劇場法の一部を改正する法律案	衆議院	二二三	(予) 二二三 議決 議決 議決	三、三六 三、二四 三、二四 議決 議決 議決	
56	著作権法の一部を改正する法律案	参議院	三、二四	三、二四 議決 議決 議決	(予) 三、二四 六、二二 六、二二 議決 議決 議決	

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送來へ提出月日	参議院 委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 委員会 託議決 議決 議決 議決	備考
1	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	久保亘君 外、一名 (元、四一〇)	元、四二二	元、四二〇 未了	元、四二三 (予)	

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送來へ提 付月日	出月日	参議院 付委員会 託議決議 了	衆議院 付委員会 託議決議 了	備考
109 国会 1	学校教育法及び教育職員免許法の 一部を改正する法律案	久保 亘 君 外 一 名 (昭和三、七三〇)			昭和三 六、七三〇 未 了		元、 四、 七、 撤回
109 国会 2	女子教職員の出産に際しての補助 教職員の確保に関する法律の一部 を改正する法律案	山本 正和 君 外 一 名 (七三〇)			七三〇 未 了		

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

- 一、秋田大学に医療技術短期大学部を設置すること。
- 二、群馬大学工業短期大学部を同大学工学部の拡充に伴い
廃止すること。

三、国立大学共同利用機関を公立・私立を含めた大学全体の
共同利用機関とするともに、大学共同利用機関と名
称を改めること。

四、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係
る平成元年度の職員の定員を一万九千八百七十六人(四

人増)に改めること。

なお、衆議院において、施行期日について修正が行われ
た。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委
員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、秋田大学の医療技術短期大学部の設置と群
馬大学工業短期大学部の廃止を行うとともに、国立大学共
同利用機関を大学共同利用機関と名称を改め、公立・私立
を含む全大学の利用機関とするもののほか、昭和四十八年
度以後に設置された国立医科大学等の職員の定員を改めよ

うとするものであります。

なお、衆議院におきまして施行期日について修正が行われております。

委員会におきましては、大学共同利用機関の整備の方針、学術研究予算の充実、看護婦の養成計画、大学入学者選抜のあり方、日本語教育の拡充と外国人留学生の受け入れ体制などの諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大学・大学院の充実に必要な諸条件の整備など二項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

国立劇場法の一部を改正する法律案（閣法第二三三号）

要旨

本法律案は、特殊法人国立劇場の設置目的に、新たにオペラ、バレエ、ミュージカル等現代舞台芸術の振興と普及を図ることを加えるとともに、業務内容にそのための劇場

施設の設置、公演、実演家等の研修等を加えるなど、所要の規定の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、関係者から長年にわたって強く要請されてきましたオペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇など現代舞台芸術の公演等のための劇場施設を特殊法人国立劇場に設置することにより、我が国現代舞台芸術の振興、普及を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、本劇場施設、いわゆる第二国立劇場の設置に関する経緯と今後の建設計画、完成後の管理運営のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、文化予算の大幅拡充の必要性等五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

要旨

本法律案は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「実演家等保護条約」という。）の締結に伴い必要となる国内法の整備を図ることによって、著作隣接権の国際的な保護の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、著作権法により保護を受ける実演、レコード及び放送に、「実演家等保護条約」により我が国が保護義務を負うことになる締約国の実演等を追加すること。
- 二、商業用レコードの二次使用料の支払い義務または実演家等の保護期間について、「実演家等保護条約」が認める相互主義の原則に基づいた措置を定めること。
- 三、これまで保護の対象とされていなかった国内に常居所を有しない外国人の実演家についても、著作隣接権に関する規定を新たに適用すること。
- 四、その他関係規定の整備を行うこと。
- 五、この法律は、「実演家等保護条約」が日本国について効力を生ずる日から施行することとし、所要の経過措置

を講ずること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結に伴い、同条約により保護の義務が生じる他の締約国における実演、レコード及び放送を新たに著作隣接権の保護の対象とするなど規定の整備を行うものであります。

委員会におきましては、本改正の円滑な実施と必要な諸条件の整備、激増する私的録音・録画や複写・複製への対応など当面する諸課題、その他文教行政のあり方などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、著作権思想の普及の必要性などについて附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

○社会労働委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院	衆議院	備考
25	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	元、二二三	付託 元、三三四 可決 元、六三三	付託 元、二二三 修正 元、五三三 修正 元、六三八	
26	日本労働協会法の一部を改正する法律案	衆議院	二二三	(予)可決 六二二	可決 六三三	
53	原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	三三三	(予)可決 六二〇	修正 五五五 修正 六八八	
54	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	衆議院	三三三	(予)可決 六二〇	修正 五五五 修正 六八八	
76	民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案	参議院	四一四	可決 六二六	(予)可決 六三三	

本院議員提出法律案（五件）

番号	件名	提出者	予備送附月日	衆議院	参議院	備考
2	加工食品の表示の適正化に関する法律案	丸谷金保君 外二名 (元、五二五)	付月日	付託 元、五二五 未了	付託 元、五二六 (予)	

112 3 国会	112 2 国会	112 1 国会		109 3 国会	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決 議決	備考	
戦時災害援護法案	林業労働法案	積雪又は寒冷の度が著しく高い地域における建設業等関係労働者の 通年雇用の促進に関する法律案		育児休業法案			対馬孝且君 外 六名 (六三、四一三)			三、四三 未 了			
山本正和君 外 三名 (五二三)	浜本万三君 外 四名 (五九)			糸久八重子君 外 六名 (昭和六二、八二五)			昭和 六、八二五 未 了						

衆議院議員提出法律案 (二件)

6	3	番号	件名	提出者 (月 日)	予備送 付月日	本院へ提 出月日	参議院 付委員会 託議決 議決 議決	衆議院 付委員会 託議決 議決 議決	備考
歯科衛生士法の一部を改正する法律案	原子爆弾被爆者等援護法案			山口健二君 外 十一名 (元、五三三)	元、五、四		元、五、四 (予)	元、五、四 未 了	
社会労働 委員長 (元、六二五)					元、六、六		元、六、六 (予) 可決 可決 可決	元、六、六 可決	

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1	地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件	参	元、二二三 元、二二三	付 委員 託 議 決 議 承 認	付 委員 託 議 決 議 承 認	

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、短時間労働者についてその就業実態に応じた失業給付の特例を設けるほか、雇用安定事業と雇用改善事業を統合するとともに、これらの事業の財政基盤を強化するための措置を講ずるものである。

なお、衆議院において、短時間労働者に関する経過措置等について所要の修正がなされている。

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、雇用保険法の一部改正

1 短時間労働被保険者に係る一般被保険者の求職者給

付の特例

(1) 短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者に比し短く、労働大臣の定める時間数未満の者）である被保険者（短時間労働被保険者）が失業した場合の求職者給付について、次のような特例を設けること。

① 受給資格 基本手当は、離職の日以前一年間に短時間労働被保険者であった期間がある被保険者について、その日数を一年に加算した期間を算定対象期間とし、被保険者期間が通算して六カ月以上であったときに支給すること。この場合、被保険者期間は、賃金の支払いの基礎となった日数が十二日以上である月を二分の一カ月として計算す

ること。

② 賃金日額 離職直前に支払われた賃金の総額を百八十で除して得た額を原則とし、最低額を二千四百十円とすること。

③ 所定給付日数 受給資格者の年齢及び被保険者期間等に応じ、九十日から二百十日までの日数とすること。

④ 延長給付 個別延長給付のうち特定不況業種離職者等に係る特定個別延長給付は、適用しないこと。

(2) 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者に係る高年齢求職者給付金の支給について、被保険者期間の計算、賃金日額等について一般被保険者と同様の特例を設けるほか、給付金の額は、被保険者期間に於いて五十日分から百日分までとすること。

(3) 短時間労働者であって、季節的に雇用される者、短期の雇用につくことを常態とする者は、被保険者としてしないこと。

2 雇用保険四事業の再編

雇用安定事業と雇用改善事業を統合し、被保険者等

に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大等を図るため、雇用安定事業として、事業主に対する助成等を行うことができること。

二、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

四事業に係る雇用保険率について、雇用安定資金の残高が当該会計年度の四事業に係る一般保険料徴収額を超えた場合に千分の〇・五引き下げることとしているものを、残高が統合後の三事業に係る一般保険料徴収額の一倍を超えた場合に千分の〇・五引き下げることとする。

三、施行期日等

1 この法律のうち短期間労働者に係る規定は、平成元年十月一日から、雇用保険四事業及び雇用安定資金に係る規定は、公布の日（衆議院において「平成元年四月一日」を修正）から施行するものとする。

2 本法律の施行前において、一般被保険者であった短時間労働者については、一週間の所定労働時間が施行日の前日の労働時間以上である限り（衆議院において「施行日から四年を経過した日以前に限り」を修正）、原則として引き続き一般被保険者として取り扱うこと

ができること。

3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、短時間労働被保険者に係る新法の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、必要な措置を講ずること（衆議院修正による追加）。

委員長報告

ただいま議題とりました二法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、短時間労働者について、雇用保険法の適用拡大を図ることとし、失業給付の特例を設けること、雇用保険四事業を再編し、雇用安定事業と雇用改善事業を統合すること、雇用安定資金の残高について、統合後の三事業に係る保険料収入の一・五倍まで確保できることとする等であります。

次に、日本労働協会法の一部を改正する法律案は、日本労働協会の名称を日本労働研究機構に改め、雇用促進事業

団の設置する雇用職業総合研究所を移管して、労働に関する問題についての総合的な調査研究体制を整備するものがあります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、パートタイム労働者に対する雇用保険の適用基準、雇用保険法改正内容の周知徹底、日本労働研究機構の中立性等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

日本労働協会法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）

要旨

本法律案は、日本労働協会の名称を日本労働研究機構に改め、労働に関する総合的な調査研究等を行うこととする

とともに、雇用促進事業団の業務の一部を移管する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正等

法律の題名を「日本労働研究機構法」に改めるとともに、日本労働協会を日本労働研究機構（以下「機構」という。）に改称すること。

二、目的の改正

機構は、労働に関する総合的な調査研究並びに労働に関する内外にわたる情報及び資料の収集、整理及び提供を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する知識と理解を深めることを目的とすること。

三、業務の改正

機構は、その目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- 1 労働に関する問題についての総合的な調査研究
- 2 労働に関する内外にわたる情報、資料の収集・整理
- 3 1及び2の業務に係る成果の提供
- 4 労働に関する問題についての研究者及び有識者の海外からの招へい及び海外への派遣

5 労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に対する援助

6 前各号に掲げるもののほか、その目的達成に必要な業務

四、役員に関する規定の改正

機構に、新たに理事長一人を置くとともに、理事の定数を四人以内とすること。

五、資本金に関する規定の新設

機構の資本金は、事業の運営に必要な経費の財源をその運用によって得るための基金に充てるものとして政府から出資された十五億円及び六の2により政府から機構に出資されたものとされる金額（約四十六億円の予定）の合計額とすること。

六、雇用促進事業団の業務の一部移管等

1 雇用促進事業団が行う職業の安定に関する調査研究業務及びそのために雇用促進事業団が設置している雇用職業総合研究所の施設を機構に移管するとともに、機構は、当該業務に従事する職員の身分を承継すること。

2 職業の安定に関する調査研究業務に必要な資金に充

てるため政府から雇用促進事業団に対して出資された額として労働大臣が定める額は、この法律施行の時に、政府から機構に対して出資されたものとする事。

七、施行期日

この法律は、平成二年一月一日から施行すること。

委員長報告

九三ページ参照

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）

要旨

本法律案は、原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げるとともに、これらの手当額の自動改定の措置について定めるものであり、その内容は次のとおりである。

一、医療特別手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、

原子爆弾の障害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であって、現に当該負傷または疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を、月額十一万二千円から十一万二千八百円（平成元年四月分から）、十一万五千六百円（同年十月分から）に引き上げること。

二、特別手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の障害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者であって、現に当該負傷または疾病の状態にないものに支給する特別手当の額を、月額四万三千三百円から四万六千六百円（平成元年四月分から）、四万二千六百円（同年十月分から）に引き上げること。

三、原子爆弾小頭症手当の額を引き上げ

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を、月額三万八千五百円から三万八千八百円（平成元年四月分から）、三万九千八百円（同年十月分から）に引き上げること。

四、健康管理手当の額を引き上げ

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定による被爆者であつて、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生省令で定める障害を伴う疾病にかかっているものに支給する健康管理手当の額を、月額二万七千五百円から二万七千七百円（平成元年四月分から）、二万八千四百円（同年十月分から）に引き上げること。

五、保健手当の額の引き上げ

厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を、月額二万七千五百円から二万七千七百円（平成元年四月分から）、二万八千四百円（同年十月分から）に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を、月額一万三千八百円から、一万三千九百円（平成元年四月分から）、一万四千二百円（同年十月分から）に引き上げること。

六、物価スライドによる手当額の自動改定措置

平成二年度以降の手当の額を、前年の全国消費者物価指数の変動を基準として改定することとし、この改定の措置は政令で定めること。

七、施行期日

この法律中、手当額の平成元年四月分からの引き上げ

に係る規定は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用すること（衆議院修正）。また、手当額の平成元年十月分からの引き上げ及び自動改定措置に係る規定は、平成元年十月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、医療特別手当等の額を引き上げるとともに、平成二年度以降の医療特別手当等の額の改定について、自動物価スライド方式を導入するものであります。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、昭和六十年四月から平成元年三月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族等に対し、特別弔慰金を支給するものであります。

委員会におきましては、以上両案を一括して審議を進め、原爆被爆者援護法、被爆死没者に対する弔慰、中国残留孤児の帰国後の自立支援策等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもって付されております。

次に、歯科衛生士法の一部を改正する法律案は、歯科衛生士の免許権者を厚生大臣とし、歯科衛生士の業務に歯科衛生士の名称を用いて行う歯科保健指導を加える等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

要旨

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、昭和六十年四月一日以後において、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった戦没者等の遺族等に特別弔慰金を支給するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正

1 障害年金の額を引き上げ

障害年金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務傷病、第一項症の場合、現行の四百六十一万千円を平成元年四月分から四百七十四万四千円に増額するとともに、扶養加給の額についても引き上げること等とすること。

2 遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げ

遺族年金及び遺族給与金の額を、恩給法に準じて引き上げ、公務死に係る額について、現行の百五十六万四千四百円を平成元年四月分から百五十九万四千四百円、平成元年八月分から百五十九万六千三百円とするともに、障害年金受給者が死亡（平病死）した場合に係る額についても引き上げること等とすること。

二、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正

戦没者等の遺族であつて、昭和六十年四月から平成元年三月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなった者等に対し、弔慰の意を表するため、特別弔慰金として額面十八万円、六年償還の国債を支給すること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日から適用すること（衆議院修正）。

委員長報告

九六ページ参照

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案（閣法第七六号）

要旨

本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会の形成に資するため、民間事業者が地域において保健サービス及び福祉サービス

（以下「保健福祉サービス」という。）を総合的に提供する一群の施設の整備を行うことを促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定民間施設の定義

「特定民間施設」とは、公的保健福祉サービスとの連携の下に地域において保健福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいうものとする。

1 住民の老後における疾病予防のための適切な運動及び老人に対する機能訓練を行う施設

2 老人に対して、各種の相談に応じるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設（老人福祉センターを除く。）

3 身体上または精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人等に対し、入浴若しくは給食または介護方法の指導の実施等の便宜を供与する施設であつて、在宅介護サービス事業に必要な施設が併せて設置されるもの

4 老人を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設（特別養護老人ホーム等を除く。）

二、基本方針

1 厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本的な事項、特定民間施設の立地並びに規模及び配置に関する事項、特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項、特定民間施設の施設設備及び運営に関する事項、他の医療施設または社会福祉施設等との連携に関する事項等を定めた基本方針を定めなければならないものとする。

2 厚生大臣は、基本方針を定めまたは変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

三、整備計画の認定等

1 特定民間施設の整備事業を行おうとする者は、整備計画を作成し、厚生大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

2 厚生大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならないものとする。この場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意

見を聴かなければならないものとする。

3 厚生大臣は、認定を受けた整備計画（以下「認定計画」という。）に係る特定民間施設の整備の事業を行う者（以下「認定事業者」という。）に対し、その事業の実施状況に関する報告徴収、改善命令及び認定の取り消しができるものとする。

四、課税の特例

認定事業者が認定計画に従って新たに取得しまたは製作した機械及び装置並びに器具及び備品のうち一定のものについては、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却することができるものとする。また、市町村は、認定計画に従って整備される特定民間施設の用に供する家屋の敷地である土地のうち一定のものに対しては、地方税法の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができるものとする。

五、資金の確保並びに指導及び助言

国及び地方公共団体は、認定事業者が認定計画に従って特定民間施設の整備事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるとともに、認定事業者に対し、認定計画に従って行われる特定民間施設の整備事業の実施に関し必

要な指導及び助言を行うものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました本法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会の形成に資するため、民間事業者が地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を促進しようとするものであります。その主な内容は、整備に関する基本方針の厚生大臣による策定、厚生大臣の認定を受けた整備計画に従って整備の事業を行う民間事業者に対する課税の特例等の支援措置等であります。

委員会におきましては、公的保健福祉サービスとの連携、福祉における地方公共団体の役割、在宅福祉サービスの充実等の諸問題について、質疑が行われましたが、その詳細

は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党脱委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。

以上、御報告申し上げます。

歯科衛生士法の一部を改正する法律案（衆第六号）

要旨

本法律案は、歯科衛生士の資質の向上及び地域住民に対する歯科保健指導の充実を図るため、歯科衛生士の免許権者を厚生大臣とし、歯科衛生士の行う業務として、歯科保健指導業務を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、歯科衛生士は、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができるものとする。
- 二、歯科衛生士免許を与える者を厚生大臣とすること。ま

た、厚生大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、歯科衛生士の登録の実施等に関する事務を行わせることができるものとし、指定登録機関に關し所要の規定を置くこと。

三、厚生大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、歯科衛生士試験の実施に關する事務を行わせることができるものとし、指定試験機関に關し所要の規定を置くこと。

四、歯科衛生士でない者は、歯科衛生士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとする。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 厚生大臣の告示する日までの間は、免許権者及び試験の実施者は都道府県知事とすること。

委員長報告

九六ページ参照

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求めめるの件（閣承認第一号）

要旨

労働基準監督署及び公共職業安定所に關し、行政改革の一環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきている。

本件は、右の理由による昭和六十三年度の再編整理に伴い、中央労働基準監督署ほか労働基準監督署六カ所並びに府中公共職業安定所ほか公共職業安定所及びその出張所四カ所の設置等を行うことについて、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めてきたものである。

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働基準監督署並びに公共職業安定所及びその出張所の設置等を行うことについて国会の承認を求めらるるものであります。

委員会におきましては、労働行政における基本的姿勢、行政サービス水準の確保等の諸問題につきましては質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決を行いましたところ、本件は多数をもって承認すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○農林水産委員会

内閣提出法律案（五件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
27	特定農産加工業経営改善臨時措置法案	衆	元、 三三	付 元、 三六 （予） 議 可 決 元、 六〇 元、 六三 議 決	衆 議 員 會 議 決 議 員 會 議 決 本 會 議 決	
42	肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案	参	三〇	三〇 議 可 決 六 六 議 決 六 九	衆 議 員 會 議 決 議 員 會 議 決 本 會 議 決	
57	農用地利用増進法の一部を改正する法律案	衆	三四	六 五 （予） 議 可 決 六 三 議 決 六 三	衆 議 員 會 議 決 議 員 會 議 決 本 會 議 決	
58	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案	〃	三四	三 四 （予） 議 可 決 六 三 議 決 六 三	衆 議 員 會 議 決 議 員 會 議 決 本 會 議 決	
65	森林の保健機能の増進に関する特別措置法案	〃	三元	三 元 （予） 議 可 決 六 三 議 決 六 三	衆 議 員 會 議 決 議 員 會 議 決 本 會 議 決	

衆議院議員提出法律案（一件）

2	番号	件名	提出者	予備送付月日	本院へ提出月日	参議院	衆議院	備考
		農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案	農林水産委員長 (元、三三三)	元、三三四	元、三三四	付託可決	付託可決	
						元、三三四 (予)可決	元、三三四 可決	

特定農産加工業経営改善臨時措置法案（閣法第二七号）

要旨

本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営の改善を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とするものである。

一、輸入に係る事情の著しい変化により影響を受ける業種を、特定農産加工業として指定することとする。

二、特定農産加工業者またはこれを構成員とする事業協同組合等は、経営の改善を図るための措置または事業提携

に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができることとする。

三、特定農産加工業者等が承認を受けた計画に従って経営改善措置等を行う場合に、長期かつ低利の資金を農林漁業金融公庫が貸し付けることができることとするほか、設備廃棄に係る欠損金の繰り越しの特例、取得した機械等についての特別償却、その他税制上の特例措置を講ずることとする。

四、この法律は、施行の日から五年を経過した日に、その効力を失うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を図るため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農産物輸入自由化等の国内農業・農産加工業への影響、農産加工業の現状、農産加工業に対する支援措置の内容とその効果、農産加工業従業者の雇用問題等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、反対である旨の発言がありました。討論終局の後、採択の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、七項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、最近における農業及び肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を平成元年六月三十日をもって廃止しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業及び化学肥料工業をめぐる状況にかんがみ、肥料価格安定臨時措置法を本年六月三十日をもって廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、本法が果たしてきた役割、本法廃止後の肥料価格の安定対策、国内肥料需要の優先確保、化学肥料工業における構造調整の推進と従業員の雇用安定対策、肥料流通コストの節減対策等について質疑が行われましたが、その詳細は、会議録によって御承知を願います。質疑終局の後、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

農用地利用増進法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

要旨

本法律案は、最近の農業及びこれをめぐる諸情勢の推移に対処して、農業構造の改善を一層促進するため、地域農業のあり方についての合意形成を図りつつ、関係機関・団体による農用地の利用調整活動を活発化するとともに、遊休農地の利用を増進するための仕組みを整備することを目的とするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、実施方針に定める事項の追加

市町村が農用地利用増進事業を行うおうとするときに定める実施方針に、農用地利用増進事業の実施を通じて促進すべき農業構造の改善に関する目標等を追加することとする。

二、農用地の利用関係の調整の推進

農業委員会は、農業経営の規模の拡大を図るための計画について市町村の認定を受けた者からの申し出に基づき農用地の利用関係の調整に努め、利用権設定等促進事

業の実施を市町村に要請することとする。

また、農業協同組合は、組合員のために農用地の利用関係の調整を行い、農用地利用増進計画を定めるべきことを市町村へ申し出ることができることとし、また、農作業の受委託のあっせん、受託農業者の組織化等に努めることとする。

三、遊休農地に関する措置

遊休農地について、その農業上の利用の増進を図るため、農業委員会による指導、市町村長による勧告、農地保有合理化法人による買い入れ等の協議ができることとする。

四、農業関係機関・団体の協力

農業委員会、農業協同組合及び農地保有合理化法人は、農用地利用増進事業の円滑な推進に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農用地利用増進法改正案は、農用地利用増進事業の推進のための調整手続、遊休農地の利用増進のための措置等について定めようとするものであります。

次に、特定農地貸付け法案は、農地法等に関し所要の特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、両法律案の基本的な考え方、規模拡大の進め方と担い手の確保、遊休農地の有効利用、農協及び農業委員会による農用地利用調整、農作業受委託の促進、レクリエーション農園の振興策等ではありますが、その詳細は、会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、農用地利用増進法改正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、特定農地貸付け法案について討論に入りましたと

ころ、日本共産党を代表して下田委員より、反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律案（閣法第五八号）

要旨

本法律案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化及び農業者以外の者の農作業に対する関心の高まり等に対応して、地方公共団体等が行う特定の農地貸し付けについて、農地法等に関し所要の特例措置を講じようとするものである。

一、特定農地貸し付けの定義

特定農地貸し付けとは、地方公共団体または農業協同組合が行う農地の貸し付けで、小面積の農地につき相当

数の者を対象として定型的条件で行うものであること等の要件に該当するものをいうこととする。

二、特定農地貸し付けの承認

地方公共団体または農業協同組合は、特定農地貸し付けを行おうとするときは、申請書に貸付規程を添えて、農業委員会に提出して、その承認を求めることができることとする。

三、農地法等の特例

農業委員会の承認を受けた特定農地貸し付け及びそのための農地の権利の取得については、農地法の権利移動の許可を不要するとともに、耕作権の保護等に関する規定を適用除外とすることとする。

委員長報告

一〇六ページ参照

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、合併しようとする農業協同組合は、この法律の施行の日から平成四年三月三十一日までの間、合併経営計画をたて、その計画が適当であるかどうかにつき都道府県知事の認定を求めることができるものとする。

二、合併経営計画の認定を受けて合併した農業協同組合について法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置を講ずるものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等の適用期間を平成四年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、農協合併の必要性、畜産物政策価格、繭糸価格のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を

代表して下田委員より本法律案に反対する旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○商工委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
10	繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	元、二二四	付託 委員会議決 元、三二七 可決 元、三二六 可決 元、三三一	付託 委員会議決 元、三二六 可決 元、三二二	
32	特定新規事業実施円滑化臨時措置法案	〃	二二六	(予) 三二四 可決 六二〇	三二二 可決 五二四 可決 六二九	
33	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案	〃	二二六	(予) 三二六 可決 六二三	三二六 可決 六二四 可決 六二六	
34	小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案	〃	二二六	(予) 三二六 可決 六二三	三二六 可決 六二四 可決 六二六	
35	中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案	〃	二二六	(予) 三二六 可決 六二三	三二六 可決 六二四 可決 六二六	
36	中小企業事業団法の一部を改正する法律案	〃	二二六	(予) 三二六 可決 六二三	三二六 可決 六二四 可決 六二六	
72	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	参	三二九	四二一 可決 六二六	(予) 五二三 可決 六三二 可決 六三三	

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案は、我が国の繊維産業が近年の円高基調の定着、N I E S等の追い上げなどによる輸入の増大、需要の多品種、少量、短サイクル化等の変化に対応し、構造改善を推進するため、新たな実需対応型供給体制を構築しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の廃止期限の延長

本法律の廃止期限を、平成六年六月三十日まで五年間延長する。

二、基本指針に定める事項の追加

通商産業大臣が基本指針に定める事項に「繊維工業の構造改善の基本的な方向」を追加する。

三、構造改善事業計画の承認の制度の改正

構造改善事業計画の承認の制度について、その事業が相互に密接に関連する繊維事業者等の連携に関する計画に対するものとする。

四、構造改善円滑化計画の承認の制度の創設

構成員の相当部分が繊維事業者である商工組合等は、構造改善事業の円滑な実施を図るための構造改善円滑化計画の承認を受けることができるものとする。

五、繊維工業高度化促進施設の整備

政府は繊維工業の構造改善を効果的に推進するため、繊維工業の高度化を促進する事業を総合的に行う施設（繊維工業高度化促進施設）の整備を図るために必要な資金の確保等の措置を講ずるよう努めるとともに、その運営が効率的に行われるように必要な措置を講ずる。

六、繊維工業構造改善事業協会の業務の追加等

繊維工業構造改善事業協会の役員の内員及び任期を改正するとともに以下の業務を追加する。

1 繊維工業高度化促進施設の整備の事業に必要な債務の保証及び同施設の運営を行う者に情報の提供等を行う。

2 繊維事業者が繊維製品の生産、流通に関する情報の処理を効率的に実施するための調査研究及びその成果の普及を行う。

七、産業基盤整備基金の業務の追加

産業基盤整備基金の業務に、繊維工業高度化促進施設

の整備の事業に必要な資金の出資等の業務を追加する。

八、その他

承認構造改善円滑化計画の実施に際しての資金の確保、固定資産の特別償却等について規定する。

委員長報告

ただいま議題となりました繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の繊維産業をめぐる内外経済情勢の著しい変化、すなわち円高の定着、アジア新興工業地域の追い上げ等による輸入の増大、消費の多様化等に対応するため、本年六月末で期限切れとなる同法の期限を五年間延長するとともに、繊維工業の構造改善として、需要動向に対応して適時、適量に繊維製品を供給する体制を構築する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、繊維産業の現状と将来の展望等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもち

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定新規事業実施円滑化臨時措置法案（閣法第三二号）

要旨

本法律案は、新たな経済環境に即応した産業分野の開拓を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の向上を図ることを目的として、その実現のために、新たに「特定新規事業」を定めるとともに、その事業資金の調達を円滑にする等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、「特定新規事業」の定義

「特定新規事業」とは、新商品の生産若しくは新役務を提供する事業または新技術を利用して商品の生産・販売若しくは役務の提供方式を改善する事業のうち、通商産業省の所掌するものであって、かつ、それらが事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上または国民生活の利便の増進に寄与するものをいう。

二、「実施指針」の策定

通商産業大臣は、特定新規事業の実施に関する指針について、次に掲げる事項を定める。

(一) 新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓に関する事項

(二) 特定新規事業の内容

(三) 特定新規事業の実施方法

(四) その他特定新規事業の実施に際し配慮すべき事項

三、実施計画の認定

(一) 特定新規事業を実施しようとする者は、実施指針に沿って、実施計画を作成し、これを通商産業大臣に提出する。

(二) 通商産業大臣は、提出された実施計画が実施指針の要件に適合するものと認めるときは、認定をする。

なお、実施計画の変更等について所要の規定を設ける。

四、産業基盤整備基金の業務

産業基盤整備基金は、特定新規事業の実施を円滑化するため、次の業務を行う。

(一) 認定された特定新規事業の実施に必要な資金調達のため、次に掲げる事項を定める。

ために発行する社債及び資金借り入れに係る債務保証

(二) 認定された特定新規事業の実施に必要な資金の出資

(三) 特定新規事業に関する情報の収集、整理及び提供

(四) 当該業務に関する附帯業務の実施

五、社債発行限度の特例

認定事業者であり会社であるものが、認定された新規事業に必要な資金を調達するために発行する新株引受権付社債のうち、通商産業省令の定めに基づいて、産業基盤整備基金が元本に係る債務償還について保証する場合、商法の規定による制限を超えて募集することができる。

ただし、社債の総額は資本及び準備金の総額または、純資産額のいずれか少ない額の二倍を上限とする。

六、報告の徴収及び罰則

認定事業者に対する報告の徴収及び罰則について規定を設ける。

七、その他

政府及び日本開発銀行以外の基金出資者に対する持ち分の払い戻しについて、所要の規定の整備を行う。

なお、本法律は平成八年五月二十九日までに廃止するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました特定新規事業実施円滑化臨時措置法案につきまして商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新たな経済的環境に即応した産業分野の開拓を促進するため、リスク性の高い新規事業に対し、民間資金の供給を円滑化する仕組みを整備しようとするものであります。

すなわち、特定新規事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、産業基盤整備基金の業務に新規事業の実施を円滑化するために必要な業務を追加するほか、業務の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受権付社債につき発行限度の特例を設ける等の措置を講じることとしております。

委員会におきましては、事業の新規性等の認定の方法、資金調達の手段としてワラント債を採用した理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案ど

おり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案（閣法第三三三号）

要旨

本法律案は、電子計算機の高度利用の進展に伴うプログラムの深刻な供給不足に対応するため、三大都市圏等のソフトウェア供給力の開発が十分に行われている地域（政令で定める）以外の地域で、今後、ソフトウェア供給力の開発が促進されると認められる地域において、プログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業、プログラムの作成に関する取引のあっせんを行う事業等（ソフトウェア供給力開発事業）の実施に必要な措置等を講ずることによって、プログラムの安定的な供給を図り、情報化社会の健全な発展に寄与せんとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、基本指針の策定・公表

主務大臣は、プログラムの供給不足の状況、見通し及

びこれに対応した地域ソフトウェア供給力開発事業の推進に関する基本的な方向、地域ソフトウェア供給力開発事業を行う者の要件、内容に関する事項等の基本指針を定め、これを公表する。

二、事業計画の承認等

地域ソフトウェア供給力開発事業を行おうとする者は、事業計画を策定し、主務大臣の承認を受けることができる。また、事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

三、情報処理振興事業協会（IPA）の行う地域ソフトウェア供給力開発事業推進業務

IPAは、情報処理促進法に規定する業務のほか、承認事業者の行うソフトウェア供給力開発事業に必要な資金の出資、必要な教材の開発、承認計画の実施にあたっての指導、助言等の業務を行うこととする。また、IPAの業務の監督等に関する規定を設ける。

四、雇用促進事業団の行う出資業務

雇用促進事業団は、雇用促進事業団法に規定する業務のほか、IPAに対して、ソフトウェア供給力開発事業に必要な資金の出資等を行うこととする。

五、負担金についての損金算入の特例

公益法人である承認事業者が行う地域ソフトウェア供給力開発事業に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

六、承認事業者等に対する能力開発事業としての助成及び援助

政府は、プログラム業務従事者たる労働者に関しこの法律に基づきプログラムの作成に関して必要な知識及び技能の向上を図るために必要な措置を講ずる承認事業者等に対して、雇用保険法第六十三条の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

七、その他

政府の資金確保、承認事業者に対する報告の徴収、主務大臣、罰則等に関する規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法

案は、コンピュータ・プログラムの需給ギャップ、ソフトウェア技術者の不足等の事態に対処するため、地方において、人材育成、ソフトウェア技術の地域への定着化等のための事業を行うソフトウェア供給力開発事業に対し、情報処理振興事業協会及び雇用促進事業団の機能を活用して、出資その他の支援を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法改正案は、小規模企業共済契約の掛金月額を引き上げるとともに、共済金の分割支給制度を導入するほか、中小企業事業団の余裕金の運用方法を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業投資育成株式会社法改正案は、中小企業投資育成株式会社の新規事業として、設立段階にある株式会社に対する出資を追加しようとするものであります。

次に、中小企業事業団法改正案は、中小企業事業団に、中小企業構造の高度化を支援する事業を行う者に対する出資及び融資の業務を追加するとともに、出資資金の設置等財源の安定的確保を図るための規定整備等の措置を講じようとするものであります。

委員会では、以上四案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案に対し、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法案は、多数をもって、中小企業関係三法案は全会一致をもって、何れも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案は、最近における経済事情の変化に対応し、小規模企業共済制度の充実を図るため、小規模企業共済契約に係る掛金月額の最高限度を引き上げる等必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、小規模企業共済法の一部改正

(一) 掛金月額の最高限度を現行の五万円から七万円に引き上げる。

(二) 一時金として支給されている共済金を、分割払いの方法により支給することができることとする。

二、中小企業事業団法の一部改正

小規模企業共済に係る余裕金の運用方法の範囲の拡大を行う。

委員長報告

一一五ページ参照

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、中小企業の自己資本による資金調達の円滑化を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業投資育成株式会社の新規事業として、株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び保有を追加しようとするもの

である。

委員長報告

一一五ページ参照

中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、最近の我が国の中小企業をめぐる経済事情の著しい変化にかんがみ、中小企業構造の高度化の促進を図るため、中小企業事業団の業務の追加等必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、中小企業事業団の業務追加

中小企業事業団の業務に、中小企業構造の高度化を支援する事業に係る貸付及び出資を追加する。

二、出資資金の設置

中小企業事業団の一の業務等に関して、出資資金を設けることとし、その経理規定等を整備する。

三、その他

理事及び監事の任期を変更し、二年とする。

委員長報告

一一五ページ参照

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化に対応するため、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設として、旅客その他の港湾を利用する者を対象とする港湾の有する機能及び能力の活用を図るための研修施設及び展示施設等を新たに追加する等所要の改正を行おうとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして商工委員会における審査の経過と

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済的環境の変化にかんがみ、港湾に係る水域をレクリエーションに利用する場合に当該水域を適正に利用するための研修施設及び高度な電気通信機能を有する施設と一体的に整備されるインテリジェントビル等を民活法の対象施設に追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○運輸委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出		参議院		衆議院		備考		
			月	日	付託	議決	付託	議決			
37	日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案	衆	元、 三三		元、 五二四 (予)元、 六三三 可	元、 六三三 可	元、 六三三 可	元、 三三 可	元、 五二 三 可		
38	特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案	"		二二 六	二二 六 (予) 可	六三 三 可	六三 三 可	二二 六 可	六二 四 可	六六 六 可	

日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案（閣法第三七条）

要旨

本法律案は、新幹線鉄道の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、国が当該事業を行う日本鉄道建設公団に対し日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める資金の貸し付けを行うことができることとするとともに、新幹線

鉄道保有機構が同公団に対し当該事業に要する費用に充てる資金の一部について交付金を交付することができるようにするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律案は、国が日本鉄道建設公団に対し、日

本電信電話株式会社の株式の売り払い収入を原資とする無
利子貸付金を貸し付けることができることとするともに、
新幹線鉄道保有機構が同公団に対し、建設費の一部に充て
るための資金を交付することができることとする等所要の
改正を行おうとするものであります。

次に、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する
法律案は、協会の名称を造船業基盤整備事業協会と改称し、
新たに、民間において行われる高度船舶技術に関する試験
研究を促進するため、必要な資金の助成等の業務を追加す
ること等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を便宜一括議題と
して審査を行い、整備新幹線建設に関する基本的考え方、
新幹線建設に伴うJR会社への影響及び造船業活性化対策
等各般の問題について質疑が行われました。

討論に入りましたところ、二法律案について、それぞれ
日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられました。
次いで、採決の結果、日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄
道保有機構法の一部を改正する法律案については、多数を
もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より、自由民主党、日

本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連
合の各派共同提案に係る附帯決議案が提出され、全会一致
をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する
法律案については、多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律案（閣
法第三八号）

要旨

本案は長期にわたり厳しい経済環境の下にある造船に関
する事業の基盤を整備し、その活性化を図るため、新たに
協会の業務として民間において行われる試験研究を促進す
るための業務を追加すること等所要の措置を講じようとし
るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、協会の名称を「造船業基盤整備事業協会」に改称する
こととする。

二、法律の目的を「造船に関する事業における経営の安定

及び技術の高度化のための基盤の整備を図ること」に改めることとする。

三、協会の業務として、新たに民間における高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金の助成、当該資金の借りに係る債務の保証及びその他民間における技術開発を支援するために必要な業務等を追加することとする。

四、財務及び会計、罰則の規定、法律の施行期日その他所要の規定の整備を図ることとする。

委員長報告

一一九ページ参照

○逓信委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	院議先	提出月日	付託	委員	議決	院議	衆議院	衆議院	備考		
24	金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案	衆	元、二二三	元、五七 (予)	可	元、六二〇 決	元、六二二 可	元、六三二 決	元、三六 可	元、五二四 決	元、六二九 可	
43	郵便貯金法の一部を改正する法律案	"	三二四	(予) 三二四	可	六二〇 決	六三二 可	六三二 決	三二四 可	五二四 決	六二九 可	
44	郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案	"	三二四	(予) 三二四	可	六二〇 決	六三二 可	六三二 決	三二四 可	五二四 決	六二九 可	
45	放送法及び電波法の一部を改正する法律案	"	三二四	(予) 五三二	可	六三三 決	六三三 可	六三三 決	五二九 可	五二五 決	六二九 可	
46	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	参	三二四	三二四	可	六二六 決	六二九 可	六二九 決	(予) 三二四	六三二 決	六三三 可	
47	郵便年金法の一部を改正する法律案	"	三二四	三二四	可	六二六 決	六二九 可	六二九 決	(予) 三二四	六三二 決	六三三 可	
59	電波法の一部を改正する法律案	衆	三二四	(予) 三二四					三二四	三二四		
60	お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案	"	三二四	(予) 三二四					三二四	三二四		

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	提出	参議院	衆議院	備考
2	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆議院 先 提出日 三月四日 元、三、四	付託 委員会 議決	承認 承認 議決 議決	
			付託 委員会 議決	承認 承認 議決 議決	

NHK決算（一件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員会	議決	付託	委員会	議決	
日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	昭和 三、二三 (第一百十二回国会)	付託 三、二三			付託 三、二三			百十二回国会 百十三回国会 未了
日本放送協会昭和六十二年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	元、一、二七	付託 元、一、二七			付託 元、一、二七			

<p>金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案（閣法第二四号）</p>	<p>要旨</p>
<p>本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金から簡易保険郵便年金福祉事業団に資金を寄託するとともに、同事業団にこの資金を国債等の有価</p>	

証券の取得、預貯金または金銭信託の方法により運用させ、これにより生じた利益を郵便貯金特別会計に納付させるようにするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案は、金融自由化時代における郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金から簡易保険郵便年金福祉事業団に資金を寄託して運用させることにより、より有利な資金運用を図ることとする等を内容とするものであります。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、郵便貯金の預入限度額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に的確に対応するため、従来、政令で定めている郵便貯金の利率について、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができるようにすること等の改正を行おうとす

るものであります。

次に、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案は、利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替及び郵便振替の料金体系を簡明化するとともに、その料金の法定制を緩和し、具体的な料金は一定の条件の下に省令で定めることができるようにすること等の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して審査し、金融自由化時代における郵便貯金のあり方、小口M M Cの最低預入金額引き下げの見通し、定額貯金の集中満期対策、郵便局の送金決済サービスの拡充等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、まず金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案について諮りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より本案及び郵便為替・振替法改正案に反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、郵便貯金法の一部を改正する法律案について諮

りましたところ、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、大森理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会、二院クラブ・革新共闘の各派共同提案に係る五項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次いで、郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案について諮りましたところ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、貯金総額の引き上げ等を行うとともに、金融自由化に的確に対応するため、従来、政令で定めている郵便貯金利率について、一部の郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることができるようにすること等を行おうと

するものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便貯金の一の預金者の貯金総額を五百万円から七百万円に引き上げること。

二、政令で定める定期郵便貯金については、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によって、利子を付けることができることとする。

三、政令で定める定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、政令で定めるところにより、郵政大臣が定めることとする。

四、郵便貯金を担保とする貸付金及びその利子の弁済について、現金だけでなく一定の証券等によっても弁済ができることとする。

五、本法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、貯金総額の引き上げに関する規定は、平成二年一月一日から施行すること。

委員長報告

前ページ参照

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、金融自由化及びエレクトロニクス化の進展等に対応し、利用者に対するサービスの向上等を図るため、郵便為替及び郵便振替の料金の体系を簡素化し、利用者にとってわかりやすいものに改善するとともに、その料金の法定制を緩和し、具体的な料金は一定の条件の下に省令で定めることができるようにするものである。

委員長報告

一一四ページ参照

放送法及び電波法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、人工衛星の無線局により行われる放送の円滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業者に関し所要の措置を講ずるとともに、受託国内放送をす

る無線局の免許に関する規定を整備し、あわせて、放送番組の収集、保管等の業務を行う法人に関し所要の措置を定めるほか、日本放送協会の業務の委託等に関する規定を整備しようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

一、放送法の一部改正

(一) 受託放送事業者は、委託放送事業者から、その放送番組について放送の委託の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととする。また、受託放送役務の提供条件について一定の提供条件を定め、郵政大臣に届け出なければならぬこととする。

(二) 委託放送業務を行おうとする者は、一定の基準に適合していることについて郵政大臣の認定を受けなければならないこととする。また、郵政大臣は、委託放送事業者がこの法律またはこの法律に基づく命令若しくは処分違反したときは、三カ月以内の期間を定めて委託放送業務の停止を命ずることができることとする。

(三) 郵政大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的と

して設立された公益法人であつて、放送番組を収集し、保管し、及び公衆に視聴させること等の業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、全国に一を限つて、放送番組センターとして指定することができることとする。

四 日本放送協会は、一定の業務については、自ら定める基準に従う場合に限り、その業務の一部を委託することができるとすること。また、監事は、その職務を行うため必要があるときは、子会社に対し、営業の報告を求めることができるとすること。

二、電波法の一部改正
受託国内放送をする無線局の免許を与えない事由を定めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、人工衛星の無線局により行われる放送の円滑な実施に資するため、受託放送事業者及び委託放送事業

者に関し所要の措置を講ずるとともに、放送番組の収集、保管などの業務を行う法人に関し所要の措置を定めるほか、日本放送協会の業務の委託などに関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、放送の将来見通し、放送事業者の自主性の確保、放送番組センターの円滑な運営のあり方などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終了し、日本共産党山中委員より人工衛星による放送に関する部分を削除する旨の修正案が提出されました。続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より、原案に反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、委託放送事業者の番組編集の自由の確保、放送の調和ある発展など五項目からなる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

要旨

本法律案は、最近における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は、現行法では保険期間中に被保険者が死亡したときに保険金を支払う掛け捨て式の保険のみである定期保険について、被保険者の生存中にも保険金を支払うことができる生存保険付定期保険の制度を創設しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、現行法では保険期間内に被保険者が死亡した場合に限り保険金を支払う掛け捨て式の保険のみである定期保険について、被保険者の生存中に保険期間内の一定期間が満了した場合にも、保険金の支払いをする定期保険を設けることができ

ることとする等の改正を行おうとするものであります。

次に、郵便年金法の一部を改正する法律案は、郵便年金の加入者に対する保障内容の充実を図るため、年金受取人の疾病及び傷害について、給付金の支払いをする傷害特約及び疾病傷害特約の制度を設けるための改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、簡易生命保険及び郵便年金の今後のあり方、郵便年金の加入限度額の引き上げ、国民の自助努力に対する税制優遇措置の充実、生涯保障商品の開発等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、別に討論もなく、二法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

郵便年金法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、

郵便年金加入者に対する保障内容の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は、年金受取人の疾病及び傷害について給付金の支払いをする傷害特約及び疾病傷害特約の制度を導入しようとするものである。

委員長報告

前ページ参照

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
(閣承認第二号)

委員長報告

ただいま議題となりました承認案件につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本件は、日本放送協会の平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めようとするものであります。

収支予算について、その概要を申し上げます。

まず、受信料につきましては、消費税転嫁に伴う改定を行うこととし、現行のカラー契約月額千四十円を千七十円

に改めるなどのほか、新たに衛星カラー契約月額二千円などの衛星料金を含む受信料を八月から設定するなどとしております。

一般勘定事業収支におきましては、事業収入は三千九百十四億三千万円、事業支出は四千五十六億九千万円となっております。この事業収支の不足額百四十二億六千万円は長期借入金をもって補てんすることとしております。また、債務償還に必要な資金百七億六千万円につきましては、長期借入金をもって措置することとしております。

事業計画におきましては、その重点を公正な報道と豊かな放送番組の提供、衛星放送の普及促進、国際放送の受信改善、新受信料体系の定着などに置いております。

なお、本件には、おおむね適当である旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、受信料が消費税の課税対象となる理由、ニューメディア時代における公共放送の役割、長期的展望に立った経営方策の確立、衛星放送の有料化及び補完機打ち上げの是非などの諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・

護憲共同を代表して及川委員から反対、自由民主党を代表して岡野理事から賛成、公明党・国民会議を代表して鶴岡委員から反対、日本共産党を代表して山中委員から反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は賛成多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、大森理事より、放送の不偏不党の堅持、計画的な経営方策の策定など七項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○建設委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院			衆議院			備考
14	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案	衆	元、二七	付 委 員 託 会	議 委 員 会	議 本 会	付 委 員 託 会	議 委 員 会	議 本 会	
				元、二七 (予)	元、三六 決	元、三三 決	元、二七	元、三三 決	元、三四 決	
17	住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案	衆	二七	(予) 二七	可 三六 決	可 三三 決	二七	可 三三 決	可 三四 決	
20	水資源開発公団法の一部を改正する法律案	衆	二二	(予) 二二	可 二〇 決	可 二二 決	二二	可 二四 決	可 二八 決	
21	民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二二	(予) 二二	可 二〇 決	可 二二 決	二二	可 二四 決	可 二八 決	
50	道路法等の一部を改正する法律案	参	三七	三三	可 二六 決	可 二九 決	(予) 三七	可 二三 決	可 二三 決	
64	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案	衆	三六	六六	可 六三 決	可 六三 決	五九	可 六五 決	可 六六 決	

建設

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

要旨

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の有効期限を延長するとともに、奄美群島振興開発計画の改定及び小笠原諸島振興開発計画の策定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一、この法律の有効期限を平成六年三月三十一日まで五カ年延長し、奄美群島振興開発計画の計画期間をさらに五カ年延長することとする。

二、奄美群島振興開発基金の業務に新たに投資業務を追加するとともに、理事は理事長が内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて任命することとする。

第二 小笠原諸島振興特別措置法の一部改正

一、この法律の題名を小笠原諸島振興開発特別措置法に改めるとともに、法律の有効期限を平成六年三月三十一日まで五カ年延長することとする。

二、新たに平成元年度を初年度として五カ年にわたる小笠原諸島振興開発計画を策定することとする。

三、小笠原諸島振興審議会の名称を小笠原諸島振興開発審議会と改めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、これらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の有効期限を五カ年延長するとともに、奄美群島振興開発計画の改定及び小笠原諸島振興開発計画の策定を行い、これらに基づく事業を推進する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、四項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

次に、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、内需の持続的拡大を図るため、特別割り増し貸付制度の適用期限を平成三年三月三十一日まで延長するとともに、一括借り上げ方式による賃貸住宅に対する貸し付け、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額算定方式の改定、小規模敷地を活用した賃貸住宅に対する貸し付け、住宅融資保険制度の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了しましたところ、日本共産党を代表して上田委員より、公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額の算定方式を改正する規定を削除する修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、内需の持続的拡大を図るため、住宅金融公庫の賃貸住宅建設資金貸付制度の拡充、特別割り増し貸付制度の適用期限の延長、住宅融資保険制度の拡充等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、賃貸住宅建設資金貸付制度の改善等

(一) 一括して借り上げが行われる賃貸住宅についても、その建設に必要な資金の貸し付けを行う。

(二) 公庫融資に係る賃貸住宅の家賃限度額の算定にあたり、土地取得費の償却額に代えて、地代に相当する額を参酌することとする。

二、小規模敷地の合理的利用に資する低層耐火建築物等に対する貸付制度を創設する。

三、特別割り増し貸付制度の適用期限を、平成三年三月三十一日まで二年間延長する。

四、住宅融資保険制度の拡充

(一) 既存住宅の購入に必要な資金の貸し付けについて、

保険を行うことができることとする。

(二) 契約金融機関に信用協同組合連合会を加えるとともに、その範囲を政令に委任する。

委員長報告

一三二二ページ参照

水資源開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

要旨

本法律案は、水資源開発公団が行う水資源開発施設等の整備に関する事業のうち、当該事業と密接に関連する他の事業により生ずる収益をもって、当該事業に要する費用を支弁することができるものと認められる事業について、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用による国の無利子貸し付けを行うことができることとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、水資源開発公団法の一部を改正する法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用により、水資源開発公団が行う水資源開発施設等の整備に関する事業の促進を図るため、当該事業に対する国の無利子貸付制度を拡充しようとするものであります。

次に、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売り払い収入の活用により、民間事業者が行う公共の用に供する施設の整備に関する事業の促進を図るため、民間都市開発推進機構の無利子貸付制度を拡充しようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の意見が述べられ、順次採決の結果、水資源開発公団法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって、民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、多数をもって、

いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

要旨

本法律案は、第三セクターが都市計画区域以外の区域において行う河川等の公共施設の整備に関する事業のうち、その事業に関連する事業により生ずる収益をもって、その公共施設の整備に要する費用を支弁することができることと認められる事業について、日本電信電話株式会社の売り払い収入の活用による民間都市開発推進機構の無利子貸し付けを行うことができることとするものである。

委員長報告

前ページ参照

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、市街地における道路の整備を促進し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図るため、道路法、都市計画法、都市再開発法、建築基準法等を改正し、道路と建築物等を一体的に整備する制度を創設しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、道路法の一部改正

道路の区域を立体的に定めること等により、道路の上下空間を建物の利用に供するとともに、道路と建築物とを一体的に建築・管理することができることとする。

二、都市計画法の一部改正

地区計画に関する都市計画に定めることができる事項として、道路と建築物等との一体的な整備に関する事項を新たに設け、道路の整備と併せた良好な市街地形成を図ることとする。

三、都市再開発法の一部改正

再開発地区計画に関する都市計画について、地区計画に関する都市計画における同様の措置を講ずるとともに、市街地再開発事業について、道路と施設建築物との一体的な整備を行うことができることとする。

四、建築基準法の一部改正

地区計画等において道路と建築物等との一体的整備に関する事項が定められた場合における道路内の建築制限の合理化等を図ることにより、道路の上下空間に建築物を建築することができるとする。

委員長報告

ただいま議題となりました、道路法等の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、市街地において、適正かつ合理的な土地利用を図りつつ、道路と建築物等との一体的な整備を促進するため、道路の立体的区域の決定、道路一体建物に関する協定、道路保全立体区域の指定等を規定するとともに、地区計画等に関する都市計画において、道路と建築物等との一体的な整備に関する事項を定めることができることとし、あわせて道路と施設建築物との一体的な整備を行うための市街地再開発事業の特例を設けるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案（閣法第六四号）

要旨

本法律案は、住宅地の需要が著しい首都圏等の大都市地域において、宅地開発と鉄道整備を一体的に推進するために必要な特別措置を講ずることにより、大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、基本計画の作成

都府県は、特定鉄道の計画路線、駅の位置の概要、住宅地の供給の目標、宅地開発と鉄道整備の一体的推進のための拠点となる地域（重点地域）、特定鉄道の整備に当たり地方公共団体が行う援助等を内容とする基本計画

を作成し、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣の承認を受けることができる。

二、協議会の設置等

宅地開発と鉄道整備を一体的に推進するため、関係地方公共団体の長、宅地開発事業者、特定鉄道事業者により協議会を組織し、重点地域においては、宅地開発事業者、特定鉄道事業者は、事業概要等に関する協定を締結し、当該協定に従って事業を実施する。

三、監視区域の指定等

都府県知事等は、重点地域等について、国土利用計画法による監視区域の指定に努めるものとし、指定期間の特例を設ける。

四、重点地域等の整備

1 鉄道用地の円滑な確保を図るため、土地区画整理事業において、特定鉄道事業者、地方公共団体等が所有する土地を鉄道の用に供する土地の区域へ集約換地する特例措置を講ずる。

2 重点地域内において、公有地の拡大の推進に関する法律により、公有地の拡大が図られるよう配慮する。

3 本法の対象となる地域を、大都市地域における住宅

地等の供給の促進に関する特別措置法等の規定の適用地域とする。

4 宅地開発事業の実施に関連して必要となる公共施設の整備の促進に努める。

五、特定鉄道の整備等

1 国等は、特定鉄道の整備の円滑な実施のために必要な資金の確保に努めなければならない。

2 関係地方公共団体の特定鉄道事業者への出資、補助、土地の取得のあっせん等について規定する。

3 鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例等、所要の税制上の措置等を講ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅地の需要が著しい首都圏等の大都市地域において、宅地開発及び鉄道整備を一体的に推進することにより大量の住宅地の円滑な供給と新たな鉄道の着実な

整備を図るため、都府県が基本計画を作成し、主務大臣がこれを承認する制度を定めるとともに、宅地開発及び鉄道整備の一体的推進のための協議会の設置、土地区画整理事業の特例、鉄道整備に対する地方公共団体による助成等の特例措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、日本共産党を代表して上田委員より、特定鉄道整備についての国の助成規定を追加する等の修正案が提出され、内閣の意見を聴しましたところ、野田建設大臣より反対の意見が表明されました。採決の結果、修正案は賛成少数をもって否^決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、六項目の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○予算委員会

予算（九件）

番号	件名	提出月日	参議院		衆議院		備考	
1	昭和六十三年年度一般会計補正予算（第1号）	元、二八	付託 元、二八 （予）	議決 元、三七 可決	議決 元、三七 可決	付託 元、二八	議決 元、三七 可決	
2	昭和六十三年年度特別会計補正予算（特第1号）	二八	（予） 二八	可 三七 決	可 三七 決	二八	可 三七 決	
3	昭和六十三年年度政府関係機関補正予算（機第1号）	二八	（予） 二八	可 三七 決	可 三七 決	二八	可 三七 決	
4	平成元年度一般会計予算	二八	（予） 二八			二八	可 四七 決	衆議院から憲法第六十條第二項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書を受領した。 元、五二六
5	平成元年度特別会計予算	二八	（予） 二八			二八	可 四七 決	
6	平成元年度政府関係機関予算	二八	（予） 二八			二八	可 四七 決	
7	平成元年度一般会計暫定予算	三三	（予） 三三	可 三三 決	可 三三 決	三三	可 三三 決	
8	平成元年度特別会計暫定予算	三三	（予） 三三	可 三三 決	可 三三 決	三三	可 三三 決	
9	平成元年度政府関係機関暫定予算	三三	（予） 三三	可 三三 決	可 三三 決	三三	可 三三 決	

予算

昭和六十三年年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）
昭和六十三年年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）
昭和六十三年年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十三年年度補正予算三案の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の一般会計予算の補正は、歳出において、災害復旧等事業費、給与改善費、消費税創設等税制改革関連経費、農産物輸入自由化等関連対策費及び貿易保険特別会計への繰り入れ等特に緊要となった事項について措置を講ずることとしており、歳出の追加総額は五兆九千二十億円となっております。

他方、既定経費の節減、予備費の減額により七千四百九十九億円の修正減少を行っております。

歳入につきましては、最近までの収入実績にかんがみ、租税及び印紙収入三兆百六十億円の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受け入れ等を計上し、他方、公債金につい

て、建設公債五千六十億円を追加発行する一方、特例公債を一兆三千八百億円減額しております。

本補正の結果、昭和六十三年年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも当初予算に対して五兆千五百二十億円増加し、六十一兆八千五百十七億円となります。

また、一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計など二十六特別会計予算と国民金融公庫等四政府関係機関予算について所要の補正が行われております。

補正予算三案は、二月八日国会に提出され、十五日村山大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて、三月六日、七日の両日、竹下内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し国政全般にわたり熱心な質疑が行われました。

補正予算に直接関連する質疑として、「最近数年間、政府は当初予算の税收を過小に見積もり、意図的に多額の年度内自然増収を生み出し補正財源づくりをしているが、これは財政運営をゆがめるものではないか。今まで返済を拒んできた厚生保険特別会計等への繰り戻し一兆五千億円や赤字補てんのための貿易保険特別会計への繰り入れ九百億円等を計上した理由は何か。これらは本来当初予算に計上

すべきものであり、補正予算に盛り込むには緊要性に欠けているばかりか、予算執行が実質十五カ月予算となり、財政法違反ではないか」との質疑がありました。

これに対し、竹下内閣総理大臣、村山大蔵大臣及び関係政府委員から、「年度内自然増収が生じたのは、経済成長率が当初見通しを上回り、かつ土地、株の上昇等一時的要因によるものであり、今後は聞き取り調査や税収の積み上げなどを工夫し、可能な限り精緻な税収予測をしていきたい。なお、財政運営に関し、政策的に緊要性の高いものについては補正予算で措置しているが、当初予算同様厳しい削減を行っており、財政をゆがめる膨張型予算は編成していない。厚生保険特別会計への繰戻しは、隠れ赤字公債と厳しく指摘されていたもので、財政に一時的余裕が生じたこの機会に、財政体質の改善にあわせて年金制度の改革が取り上げられている時期でもあり、制度自体への国民の信頼を高める等の点を考慮し、一部返済を行うこととした。また、貿易保険特別会計への繰り入れは、石油価格の低迷、世界的な金利の高騰から発展途上国の債務繰り延べが増加し、保険金の支出が急増したため、回収見込みの立たないものを一般会計から補てんするものである。したがって、

これらの経費は当初予算作成後、特に緊要となり、その支出を年度内に行うことが必要なもので、決して十五カ月予算ではないし、財政法に違反するものでもない」との答弁がありました。

質疑はこのほか、リクルート問題、消費税、政治改革、政治家の資産公開等広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して本岡委員が反対、自由民主党を代表して野沢委員が賛成、公明党・国民会議を代表して及川委員が反対、日本共産党を代表して近藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して勝木委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十三年度補正予算三案は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

平成元年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

平成元年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

平成元年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成元年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、平成元年度予算の年度内成立が困難な事情にありますので、国政運営に支障を来さないよう、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

一般会計暫定予算の編成は、本予算成立までの応急措置であることにかんがみ、歳出については、暫定期間中における人件費、事務費等の経常経費のほか、既定施策経費については行政運営上必要最小限度の額にとどめ、新規施策の経費は、教育及び社会政策上の配慮から特に措置することが適当と認められるものを除き、原則として計上しないこととしております。

なお、公共事業関係費は、一般公共事業及び災害復旧事業に分け、それぞれ本予算の四分の一及び三分の一を計上しております。

一方、歳入については、暫定予算期間中の税込及び税外収入、建設国債発行予定額を見込むほか、前年度剰余金を

計上いたしております。

以上の結果、一般会計暫定予算の規模は、歳入二兆八千四百三十一億円、歳出九兆二千二百四十五億円で、六兆三千八百十四億円の歳出超過となりますが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ大蔵省証券を発行することができることとしております。

特別会計及び政府関係機関の暫定予算についても、一般会計に準じて編成されております。

暫定予算三案は、三月二十九日国会に提出され、三十日衆議院からの送付を待って、本日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、質疑を行いました。

暫定予算に直接かかわる質疑として、「リクルート疑惑に巻き込まれて異例の長期暫定予算に追い込まれた政治責任をどう考えるか。暫定予定に政策経費を盛り込んでいるのは財政法をないがしろにするものではないか。暫定予算は景気に悪影響を与えないか」との質疑がありました。

これに対し、竹下内閣総理大臣、村山大蔵大臣及び愛野経済企画庁長官より、「平成元年度予算の早期成立を願い、政府はその期待権を持って祈る気持ちで対応してきたが、期待権の限界が来たので暫定予算を提出した。総理の政治

姿勢に原因があるとの指摘は謙虚に受けとめるが、政府は一日も早い本予算の成立を強く期待している。暫定予算は、人件費等行政運営上必要最小限度のものにとどめ、新規施策は原則として計上しないが、生活扶助費や福祉施設の生活費等特に措置することが必要なものを計上し、補助率の改定は与野党の話し合いを踏まえ措置した。今回の暫定は、一般公共事業費が本予算の四分の一を計上するなど、公共事業を自然体で執行した昭和六十三年度同様の規模を確保し、また、現在、経済は消費、設備投資等の内需が堅調で拡大基調にあるので暫定予算によって特段の悪影響はない」旨の答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、直ちに採決を行い、平成元年度暫定予算三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（六件）

件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
			付託	委員会議決	本会議決	付託	委員会議決	本会議決	
昭和六十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	昭和 六三〇	昭和 六三〇 （予）			昭和 六三〇	継続審査		
昭和六十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	〃	三三〇	三三〇 （予）			三三〇	継続審査		
昭和六十二年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）	〃	三三〇	三三〇 （予）			三三〇	継続審査		
昭和六十三年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	元、二二六	元、二二六 （予）			元、二二六	継続審査		
昭和六十三年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	二二六	二二六 （予）			二二六	継続審査		
昭和六十三年特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	二二六	二二六 （予）			二二六	継続審査		

決算その他（五件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	議決	本会議	付託	議決	本会議	
昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十一年度政府関係機関決算書	昭和 六三、三三六 (第百十二回国会)	昭和 六三、三三〇			昭和 六三、三三〇	継続審査	百十二回国会 大蔵大臣報告 百十三回国会 了	
昭和六十一年度国有財産増減及び現在額総計算書	三、一二元 (第百十二回国会)	三三〇			三三〇	継続審査	百十二回国会 百十三回国会 了	
昭和六十一年度国有財産無償貸付状況総計算書	元、一二七	元、一二七			元、一二七	継続審査		
昭和六十二年国有財産増減及び現在額総計算書	二七	二七			二七	継続審査		

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

8	番号	件名	提出者	予備送	本院へ提	参議院	衆議院	備考
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案			議院運営委員長 (元、六二六)	付月日	出月日	付委員会 議決	付委員会 議決	
				元、六二六	元、六二六	元、六二六 (予)可決	元、六二六 議決	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

議会雑費の日額の最高限度額を、本年四月より六千円（現行四千五百円）に改定する。

委員長報告

ただいま議題となりました、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御報告いたします。

本法律案は、本年四月より、各議院の役員及び特別委員長並びに参議院の調査会長が受ける議会雑費の日額の最高限度額を、現行の四千五百円から六千円に改めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、可決すべきものと、全会一致をもって決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○科学技術特別委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	先議院	提出月	参議院	衆議院	備考
8	原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案	衆	元、二三四	付委員会 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決	
19	新技術開発事業団法の一部を改正する法律案	衆	元、二三四	付委員会 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決	

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送衆へ 付月日出月日	参議院	衆議院	備考
108 2 国会	宇宙開発基本法案	塩出啓典君 外一名 (昭六、五二五)		付委員会 議決 議決 議決 議決	付委員会 議決 議決 議決 議決	

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、昭和五十四年に原子力損害の賠償に関する法律が改正されてから九年が経過した現在、原子力損害賠償制度に係る内外の状況の進展等にかんがみ、さらに被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額を引き上げ、また、原子力損害賠償補償契約及び国の援助に係る期限を延長する等の措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、賠償措置額の引き上げ

現在の原子力損害の賠償措置額一〇〇億円について、諸外国の例や民間責任保険の引受能力等を勘案し、これを三〇〇億円に引き上げることとする。

二、適用期限の延長

原子力損害の賠償に関する法律中の原子力損害賠償補償契約の締結及び国の援助に関する規定の適用期間が昭和六十四年十二月三十一日に切れるので、これを十年延長し平成十一年十二月三十一日までを開始された原子炉

の運転等に係る原子力損害について適用することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

原子力の開発利用を進めるに当たりましては安全の確保が大前提であることは申すまでもありませんが、さらに、万一の際に備え損害賠償制度を整備拡充し、被害者の保護に万全を期する必要があります。

このような観点から、本法律案は、現在の賠償措置額百億円を三百億円に引き上げるとともに、原子力の損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する国の援助に関する規定の適用期限である昭和六十四年十二月三十一日を平成十一年十二月三十一日まで延長するものであります。

委員会におきましては、賠償措置額の考え方、最近の原子力事故、原子力防災対策の実情等について質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、賠償措置額について、今後一層の引き上げに努めること等七項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

新技術開発事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実施してきた新技術の開発、また新技術の創製に資することとなる基礎的研究等に加え、新たに国際研究交流業務を付加するため所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな業務の追加等に伴い新技術開発事業団の名称を「新技術事業団」に改め、法律の題名を「新技術事業団法」とする。

二、新技術事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進に関する業務を行うことを追加するとともに、業務の範囲に外国の研究者の受け入れに係る支援等の業務を追加する。

三、政府は、新技術事業団に土地、建物等を出資できるようにする。

四、事業団の理事長の諮問機関である開発審議会の審議事項に、国際研究交流に関する重要事項を追加することとし、これに伴い開発審議会の名称を「新技術審議会」に改め、委員の定数を五名増員する。

五、外国と共同して基礎的研究を行う場合に限り、研究者の雇用、総括責任者の指定等についての現行規定の適用を除外する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実施してきた新技術の開発、新技術の創製に資することとなる基礎的研究等に加え、新たに国際研究交流業務を付加しようとするもので、そのため、新技術開発事業団の名称を新技術事業団に改め、また、同事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進に関する業務を加えとともに、業務の範囲に

外国の研究者の受け入れに係る支援、外国の研究者のための
の宿舍の設置・運営・国際交流に関する情報の提供等の業
務を追加するなど所要の改正を行うものであります。

委員会におきましては、基礎的研究の強化・充実の必要
性、国際研究交流の不均衡の実態、創造的人材の確保・育
成の方策、国立研究機関のあり方、研究インフラストラク
チャーの整備・改善等について質疑が行われましたが詳細
は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつ
て、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○環境特別委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院		衆議院		備考
				付託	議決	付託	議決	
55	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	衆	元、三、四	元、三、四 (予)	元、六、三 可決	元、三、四 可決	元、五、三 可決	
73	水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	"	三、三〇	三、三〇 (予)	六、三 可決	三、三〇 可決	六、五 可決	

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

要旨

本法律案は、人の健康に被害を及ぼすおそれがある石綿（アスベスト）等による大気汚染を防止するため、石綿製品等製造工場について新たに定量的な規制基準を定めるなど所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人の健康に被害を及ぼすおそれがある石綿その他の粉

じん状の物質を「特定粉じん」とし、その他の粉じんを「一般粉じん」として所要の規制にかからしめること。

一、規制基準として、特定粉じんを発生する施設を設置する工場または事業場について、敷地の境界線における特定粉じんの濃度の許容限度を定めること。

二、特定粉じんを発生する施設の設置等に当たっては、あらかじめ都道府県知事に届け出ることとし、当該届け出に係る施設について特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認めるときは、都道府県知事は計画変更命令等

を行うことができること。

四、特定粉じんの濃度が規制基準に適合しないと認める工場または事業場に対して、都道府県知事は改善命令等を行うことができること。

五、右の措置の履行を確保するため、事業者に測定義務を課すほか、所要の罰則等を設けるなど必要な規定の整備を行うこと。

六、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず二法律案の内容について申し上げます。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、石綿等による大気汚染を防止するため、石綿製品等製造工場から発生する石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定粉じんにつきまして、規制基準を定めることとしております。特定粉じん発生施設の設置にあたっては届け出

を義務づけ、規制基準に適合しないと認めるときは計画変更または改善等を命ずることができることとともに、事業者に測定義務を課するほか、所要の罰則等の措置を講じようとするものであります。

次に水質汚濁防止法の一部を改正する法律案は、有害物質による地下水の汚染及び有害物質の流出事故による環境汚染の防止を図るため必要な措置を講じようとするものであります。

まず地下水の汚染防止につきましては、特定事業場からの有害物質を含む水の地下への浸透を禁止することとしております。これを担保するため、有害物質を使用する特定施設の設置の届け出を義務づけ、有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがあると認めるときは、計画変更または改善等を命ずることができるとともに、報告の徴収及び立ち入り検査を行えるものとしております。

さらに地下水の水質の汚濁の状況を常時監視することとし、このため、水質の測定、記録、公表を義務づけております。

また事故時につきましては、事業者に応急の措置及び届け出を義務づけるとともに、汚染拡大防止のための措置を

命ずることができることとしております。

委員会におきましては、以上両案を一括議題として審査を進め、各般の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決を行いましたところ、両案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第七三号）

要旨

本法律案は、有害物質による地下水の汚染の未然防止及び有害物質の流出事故による環境汚染の拡大の防止を図るため、必要な措置を講ずるための規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的の改正

目的に、地下水の水質の汚濁の防止を図ることを加えること。

二、特定地下浸透水の浸透の制限

有害物質の製造、使用、処理をする特定施設からの有害物質を含む水の地下への浸透を禁止すること。

三、特定施設の設置の届け出等

有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、その施設の構造、汚水の処理の方法等を都道府県知事に届け出なければならないこと。

都道府県知事は、届け出に係る計画の変更、特定施設の改善等を命ずることができること、及び有害物質使用特定事業場に立ち入り、検査をさせることができること。

四、地下水の水質の監視測定

地下水の水質を常時監視することとし、都道府県知事は、その測定計画を作成するとともに、測定結果を公表しなければならないこと。

五、事故時の措置

事業者は、事業場内の事故により有害物質を含む水が排出され、または地下に浸透した際には、応急の措置を講ずるとともに、事故の状況等を都道府県知事に届け出なければならないこと。

六、罰則

改善命令等に違反した者に対する所要の罰則を適用すること。

七、施行期日等

この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

一五二ページ参照

○選挙制度に関する特別委員会

内閣提出法律案（一件）

29	番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	元、二七	付託委員会 議決	付託委員会 議決	
				元、二七 (予)	議決	元、二七 公職選挙法改正調査特委	
				元、六三 可決	議決	元、五二 可決	
				元、六三 可決	議決	元、六八 可決	

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

要旨

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を実情に即するよう改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会人等の費用弁償その他の額を引

き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

二、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定する。

三、ポスター掲示場の経費の額について、候補者が十三人以上の場合において、所要の額の加算を行うものとする。

四、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、

委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、実情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、執行経費の交付基準の改善、執行経費の額の確定のあり方、政治改革等の問題について熱心な質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○弔詞案起草に関する特別委員会

弔詞案起草の件 (大行天皇崩御につき弔意を表するための弔詞案)	件名	提出者	提出 月日	委員会 付託	委員会 決議	本会議 決議	備考
				元、一九 弔詞案起草	元、一九 弔詞案起草	元、一九 可決	

弔詞

大行天皇におかせられては 国民こぞって 御健康と御長
 寿を乞い願ひ奉っておりましたところ にわかに 崩御
 あらせられました

大行天皇におかせられては 御在位六十有余年 その間

内外極めて困難なときに際会せられました

大行天皇におかせられては 清明無私 常に憲法に則られ
 て御精勵あらせられ 内に臨まれては 国民生活の安定
 と向上 文化の振興に 外に接せられては 列国との友
 誼の深厚 世界の平和に み心をそそがせられ また
 御研究を通して 自然の摂理 真理の探究の尊さを 国
 民にお示しにならせられ 人みな尊崇敬仰申し上げてい
 るところでありました

大行天皇の崩御に 国民は斉しく 悵悵として悲嘆措くと

ころを知らないものがあります
 参議院は ここに国民の至情を代表して 謹んで弔意を
 表し奉ります

委員長報告

弔詞案起草に関する特別委員会における弔詞案起草の経
 過及び結果につきまして御報告申し上げます。

大行天皇におかせられましたは、去る一月七日、にわか
 に崩御あらせられました。まことに痛惜哀悼にたえないと
 ころであります。

先ほどの本会議におきまして指名されました特別委員は、
 直ちに会議を開き、委員長の互選を行いましたところ、委
 員長に私、嶋崎均が互選されました。

引き続き、弔詞案の協議に入りました。

案文の起草に当たりましては、大行天皇が御在位六十有
余年を通じてお示しにならせられた世界平和と国民の幸福
増進への御信念、それを実現するために御精励にならせら
れたお姿、御学問研究を通しての真理探究の御熱意、国民
の敬愛の的であらせられた御誠実なお人柄などをおしのび
申し上げながら、国民の至情を代表し、全議員の哀悼の誠
意をあらわすべく慎重に協議をいたしました。

その結果、全員一致をもちまして次のような成案を得た
次第でございます。

弔詞案を朗読いたします。

大行天皇におかせられては 国民こぞって 御健康と御

長寿を乞い願ひ奉っておりますところ にわかに

崩御あらせられました

大行天皇におかせられては 御在位六十有余年 その間

内外極めて困難なときに際会せられました

大行天皇におかせられては 清明無私 常に憲法に則ら

れて御精励あらせられ 内に臨まれては 国民生活の

安定と向上 文化の振興に 外に接せられては 列国

との友誼の深厚 世界の平和に み心をそそがせられ

また 御研究を通して 自然の摂理 真理の探究の尊

さを 国民にお示しにならせられ 人みな尊崇敬仰申
し上げているところでありました

大行天皇の崩御に 国民は斉しく 悵悵として悲嘆措く

ところを知らないものがあります

参議院は ここに国民の至情を代表して 謹んで弔意

を表し奉ります

以上でございます。

何とぞ満場一致の御賛同をお願い申し上げまして、報告を
終わる次第でございます。

○委員会付託に至らなかつたもの

内閣提出法律案（一二二件）

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
13	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	衆議院	元、二七	付託	内閣	
49	教育職員免許法の一部を改正する法律案	衆議院	三七	付託	内閣	衆本会議趣旨説明 元、六二五
61	土地基本法案	衆議院	三六	付託	土地問題等特委	衆本会議趣旨説明 元、六二五
62	国土利用計画法の一部を改正する法律案	衆議院	三六	付託	土地問題等特委	
66	国民年金法等の一部を改正する法律案	衆議院	三三	付託	（社会労働）	
67	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案	衆議院	三三	付託	（大蔵）	
68	私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和三十二年の額の特例に関する法律の一部を改正する法律案	衆議院	三三	付託	（文教）	

(4) 本会議決議

番号	件名	提出者	提出月日	委員会	委員会	本会議	備考
1	北方領土問題の解決促進に関する決議案	守任有信君 外八名	元、四二			可元、 決四二	
2	国際開発協力に関する決議案	加藤武徳君 外九名	六三			可六三 決	

北方領土問題の解決促進に関する決議

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の島々が、戦後四十年余、日ソ共同宣言による国交回復から数えて三十年余を経た今日もなお返還されず、日ソ両国間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾なことである。

昨年十二月の日ソ外相間定期協議等及び一般の平和条約作業グループの討議において、北方領土問題について歴史的事実関係にさかのぼって率直かつ有益な話し合いが行わ

れた。政府は、北方領土問題に関するわが国の基本方針に基つき、このような話し合いを今後更にも更に積極的に行うとともに、両国外相会談を中心として準備作業が進められることとなったゴルバチョフ書記長の訪日による両国最高首脳間の直接対話の実現を図り、日ソ間の政治対話の進展に最善を尽くすべきである。

北方領土の返還実現は、長年にわたる日本国民すべての悲願である。かかる国民の総意と心情に応えるため、政府は、北方領土において継続されているソ連の軍事的措置の撤回を求めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約

を締結し、日ソ間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう全力を傾注すべきである。

右決議する。

国際開発協力に関する決議

今日、国際社会におけるわが国の役割と責任は一層重大となっており、今後果たすべき国際的貢献に大きな期待が寄せられている。

また、自ら軍事大国になることなく、国際平和と諸国民の経済的繁栄に貢献することを外交の基本とするわが国にとっても国際開発協力の重要性は一段と増大している。

よって、本院は、国際開発協力に対する関与を強めることとし、このためこれに関し審議する場が必要である。

政府においては、平成元年六月二十一日、本院外交・総合安全保障に関する調査会において、国際開発協力について合意をみた、国際開発協力の理念・目的と諸原則に基づき行うこと、ODAの量的拡充及び質的改善を図ること、国際開発協力行政及び実施体制等の充実に期すること、国会と行政府との関係を強めること、国民の理解と協力を得るよう適切な措置を講ずること、の各事項に基づき、適正

かつ効率的な施策の推進に最善の努力を払うべきである。

右決議する。

三、請願の審議経過

(1) 請願件数表

計	リクルート	沖縄・北方	科学技術	建設	逓信	運輸	農林水産	社会労働	文教	大蔵	外務	法務	地方行政	内閣	委員		備考
															付託	採択	
一四一八	七六	一	四	五	二	八五	九〇	五五四	一三	三一〇	二	一七四	二七	七五	〇	〇	
三二六	一	一	〇	四	〇	〇	八七	一二四	一	〇	一	三五	二五	四七	〇	〇	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
一〇九二	七五	〇	四	一	二	八五	三	四三〇	一二	三一〇	一	一三九	二	二八	〇	〇	
三二六	一	一	〇	四	〇	〇	八七	一二四	一	〇	一	三五	二五	四七	〇	〇	
	内閣に送付するを要しないもの一						内閣に送付するを要しないもの一						意見書付二三				

(2) 本会議において採択された請願件名一覧

○内閣委員会

四七件

軍人恩給改定に関する請願（第二五号外一二件）

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願（第二

○四号外一六件）

傷病恩給等の改善に関する請願（第六九三号外一六件）

○地方行政委員会

二五件

過疎地域振興のための新立法措置に関する請願（第一号）

交通事故防止対策の強化に関する請願（第二号）

交差点事故防止対策に関する請願（第八三七号外一二件）

（意見書付）

○法務委員会

三五件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する

請願（第五五四号外三四件）

○外務委員会

一件

日韓渡り鳥保護条約（協定）の締結に関する請願（第三八八号）

○文教委員会

一件

義務教育教科書無償制度の存続に関する請願（第三号）

○社会労働委員会

一二四件

保育所制度の充実に関する請願（第四号外五件）

老人福祉対策の充実強化に関する請願（第一一号）

国立腎（じん）センター設立に関する請願（第一一八号外七件）

腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一五九号外四四件）

輸入食品の安全性確保対策の推進に関する請願（第四四八号外三件）

小規模障害者作業所等の助成に関する請願（第七〇二号外四三件）

亜急性硬化性全脳炎の子供とその家族に対する医療と福祉に関する請願（第八二二号外二件）

寝たきり老人等の介護等に対する施策の充実に関する請願（第八二八号）

脊（せき）髄空洞症の難病指定に関する請願（第一一九九号外一一件）

○農林水産委員会

八七件

日本の農林業の育成・強化に関する請願（第六号外二件）
日本の農林業の育成・強化、米の輸入自由化反対等に関する請願（第九号）

米市場開放絶対阻止に関する請願（第三一号）（内閣に送付するを要しないもの）

米の輸入自由化阻止、食糧管理制度の基本の堅持に関する請願（第三八七号）

米の市場開放阻止に関する請願（第四四七号外三件）
日本の森林の復元に関する請願（第五六一号外七六件）

○建設委員会

四件

河川維持流量の確保に関する請願（第四四九号外三件）

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会 一件

北方領土返還促進に関する請願（第二七号）

○リクルート問題に関する調査特別委員会 一件

リクルート疑惑の徹底解明に関する請願（第一五八号）（内閣に送付するを要しないもの）

四、委員会別国政調査概要

○内閣委員会

平成元年 二月 十四日 火曜日	派遣委員から報告を聴いた。 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件について小淵内閣官房長官から説明を聴いた。
六月 二十日 火曜日	総理府関係の施策に関する件及び平成元年度内閣、総理府関係予算に関する件について塩川内閣官房長官から、 総務庁の基本方針に関する件及び平成元年度総務庁関係予算に関する件について池田総務庁長官から、 防衛庁の基本方針に関する件について山崎防衛庁長官から、 平成元年度防衛庁関係予算に関する件及び平成元年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○地方行政委員会

平成元年 六月 二十日 火曜日	地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について坂野国務大臣から所信を聴いた。
--------------------	---

平成元年
六月二十一日 水曜日

た。
平成元年度の地方財政計画に関する件について坂野自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○法務委員会

平成元年
三月二十八日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

六月 十六日 金曜日

法務行政の基本方針に関する件について谷川法務大臣から所信を聴いた。
法務行政の基本方針に関する件（法例の一部を改正する法律案（閣法第四一号）（先議）と一括議題）について谷川法務大臣、政府委員、法務省、外務省、警察庁及び林野庁当局に対し質疑を行った。

○外務委員会

平成元年
六月 十六日 金曜日

最近の国際情勢について三塚外部大臣から所信を聴いた。

六月 二十日 火曜日

最近の国際情勢等に関する件について三塚外務大臣、政府委員、運輸省、外務省、郵政省、防衛施設庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。

○大蔵委員会

平成元年
二月 十四日 火曜日

財政及び金融等の基本施策に関する件について村山大蔵大臣から所信を聴いた。
派遣委員から報告を聴いた。

○文教委員会

平成元年
三月二十八日 火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

六月 十六日 金曜日

文教行政の基本施策に関する件について西岡文部大臣から所信を聴いた。
平成元年度文部省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○社会労働委員会

平成元年 三月二十三日 木曜日	派遣委員から報告を聴いた。
六月 十六日 金曜日	厚生行政に関する件について小泉厚生大臣から所信を聴いた。 労働行政に関する件について堀内労働大臣から所信を聴いた。
六月 二十日 火曜日	厚生行政に関する件（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）（衆議院送付）、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）（衆議院送付）と一括議題）について小泉厚生大臣、政府委員、大蔵省及び沖繩開発庁当局に対し質疑を行った。
六月二十一日 水曜日	労働行政に関する件（雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）、日本労働協会法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）（衆議院送付）と一括議題）について堀内労働大臣、政府委員、文部省及び労働省当局に対し質疑を行った。

○農林水産委員会

平成元年

三月二十八日

火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

六月 十六日

金曜日

平成元年度の農林水産行政の基本施策に関する件について堀之内農林水産大臣から所信を聴いた後、同大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○商工委員会

平成元年

三月二十八日

火曜日

派遣委員から報告を聴いた。

六月 十六日

金曜日

通商産業行政の基本施策に関する件について梶山通商産業大臣から所信を聴いた。
経済計画等の基本施策に関する件について越智経済企画庁長官から所信を聴いた。
昭和六十三年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について梅澤公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○運輸委員会

平成元年

六月 二十日 火曜日

運輸行政の基本施策に関する件について山村運輸大臣から所信を聴いた。
平成元年度運輸省関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
運輸行政の基本施策に関する件について山村運輸大臣、政府委員、総務庁、労働省、法務省、警察庁当局及び参考人日本国有鉄道清算事業団理事長杉浦喬也君に対し質疑を行った。

○逓信委員会

平成元年

三月 二十三日 木曜日

派遣委員から報告を聴いた。

六月 十六日 金曜日

郵政行政の基本施策に関する件について村岡郵政大臣から所信を聴いた後、同大臣、政府委員、郵政省、法務省当局、参考人日本電信電話株式会社代表取締役副社長児島仁君、同社取締役・経営企画本部長大星公二君及び国際電信電話株式会社常務取締役大山昇君に対し質疑を行った。

○建設委員会

平成元年

六月 十六日 金曜日

建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について野田建設大臣、野中国土

六月 二十日 火曜日

庁長官及び井上北海道開発庁長官から所信を聞いた。
派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

平成元年度建設省、国土庁及び北海道開発庁の予算に関する件について政府委員から説明を聞いた。

住宅供給対策に関する件、土地対策に関する件、地価対策に関する件、土地税制に関する件、不動産に対する融資に関する件、内部障害者の有料道路料金割引問題に関する件等について野田建設大臣、野中国土庁長官、政府委員、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○予算委員会

平成元年

三月三十一日 金曜日

六月 十三日 火曜日

派遣委員から報告を聞いた。

リクルート事件の捜査結果について谷川法務大臣及び政府委員から報告を聞いた。

予算の執行状況に関する件について宇野内閣総理大臣、谷川法務大臣、西岡文部大臣、村岡郵政大臣、野田建設大臣、堀之内農林水産大臣、村山大蔵大臣、三塚外務大臣、井上北海道開発庁長官、越智経済企画庁長官、梶山通商産業大臣、小泉厚生大臣、坂野国務大臣、野中国土庁長官、池田総務庁長官、山村運輸大臣、塩川内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。

六月 十五日 木曜日

証人出頭要求の動議を否決した。

○決算委員会

平成元年
二月 十五日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

○科学技術特別委員会

平成元年
三月二十九日 水曜日
六月二十一日 水曜日

派遣委員から報告を聴いた。

科学技術振興のための基本施策に関する件について中村科学技術庁長官から所信を聴いた。
平成元年度科学技術庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○環境特別委員会

平成元年
六月 十九日 月曜日

派遣委員から報告を聴いた。
公害及び環境保全対策に関する件について山崎環境庁長官から所信を聴いた後、同長官、政府委

	員、科学技術庁、文部省、資源エネルギー庁、外務省、運輸省及び通商産業省当局に対し質疑を行った。 地球環境の保全に関する決議を行った。
--	---

○災害対策特別委員会

平成元年 六月二十一日 水曜日	災害対策の基本施策に関する件について野中国土庁長官から所信を聴いた。 平成元年度防災関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
--------------------	---

○沖縄及び北方問題に関する特別委員会

平成元年 四月 十一日 火曜日	北方領土問題の解決促進に関する決議を行った。 派遣委員から報告を聴いた。
平成元年 六月二十一日 水曜日	平成元年度沖縄及び北方問題に関しての施策について三塚外務大臣、池田総務庁長官及び井上沖繩開発庁長官から所信を聴いた。

○土地問題等に関する特別委員会

平成元年 三月二十四日 金曜日	派遣委員から報告を聴いた。
六月二十一日 水曜日	土地対策の基本方針及び当面の諸施策に関する件について野中国務大臣から所信を聴いた。

○外交・総合安全保障に関する調査会

平成元年 三月 八日 水曜日 (国際経済・社会小委員打合 会)	国際経済・社会問題に関する調査 (ODAについて) 「最近におけるODAの執行」、「経済協力に関する行政監察結果」、「対外経済協力関係閣僚 会議」について政府委員より説明を聴いた後、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った。
三月二十二日 水曜日 (安全保障小委員会)	外交・総合安全保障に関する件について意見の交換を行った。
(国際経済・社会小委員会)	新デタント情勢下における我が国の安全保障について意見の交換を行った。 経済協力の在り方について意見の交換を行った。

三月二十四日 金曜日
(外交・軍縮小委員会)

三月 三十日 木曜日
(外交・軍縮小委員会)

(安全保障小委員会)

四月 六日 木曜日
(国際経済・社会小委員会)

六月二十一日 木曜日

アジア太平洋地域の軍縮問題・外交機能の強化等について意見の交換を行った。

外交・軍縮に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

安全保障に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

国際経済・社会に関する件について調査報告書を提出することを決定した。

外交・軍縮問題に関する件について外交・軍縮小委員長大木浩君から、安全保障問題に関する件について安全保障小委員長板垣正君から、国際経済・社会問題に関する件について国際経済・社会小委員長矢田部理君からそれぞれ報告を聞いた。

外交・総合安全保障に関する調査報告書を提出することを決定した。

外交・総合安全保障に関する調査の報告を申し出ることを決定した。

○国民生活に関する調査会

平成元年	二月	八日	水曜日
<p>労働と余暇に関する件について参考人大阪大学教授・劇作家山崎正和君、全日本民間労働組合連合会調査・法制局長加藤敏幸君、全国中小企業団体中央会常務理事錦織璋君及び統一戦線促進労働組合懇談会事務局長春山明君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。</p>	三月	八日	水曜日
	三月二十三日	木曜日	
	<p>労働と余暇に関する件について参考人日本経営者団体連盟専務理事小川泰一君から意見を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。</p>	<p>労働と余暇に関する件について政府委員及び労働省当局から説明を聴いた後、政府委員、労働省及び文化庁当局に対し質疑を行った。</p>	
六月十六日			金曜日
<p>六月二十一日</p>	<p>水曜日</p>	<p>労働と余暇に関する件について越智経済企画庁長官から発言があった後、同件について委員の意見交換を行った。</p>	<p>国民生活に関する調査報告書を提出することを決定した。</p>

○産業・資源エネルギーに関する調査会

平成元年

四月

五日

水曜日

六月

十九日

月曜日

本調査会の過去三年間の調査における論点等について意見の交換を行った。

産業・資源エネルギーに関する調査報告書を提出することを決定した。

(付) I 参議院役員一覧

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		土 屋 義 彦君	
副 議 長		瀬 谷 英 行君	
常 任 委 員 長	内 閣	大 城 眞 順君	
	地 方 行 政	向 山 一 人君	
	法 務	塩 出 啓 典君	
	外 務	堀 江 正 夫君	
	大 蔵	梶 原 清君	
	文 教	杉 山 令 肇君	
	社 会 労 働	前 島 英三郎君	
	農 林 水 産	福 田 宏 一君	
	商 工	宮 澤 弘君	
	運 輸	多 田 省 吾君	
	通 信	糸 久 八重子君	
	建 設	稲 村 稔 夫君	
	予 算	初 村 滝一郎君	
	決 算	安 永 英 雄君	
	議 院 運 営	嶋 崎 均君	
懲 罰	小笠原 貞 子君		
特 別 委 員 長	科 学 技 術	高 桑 栄 松君	
	環 境	林 健太郎君	
	災 害 対 策	小 川 仁 一君	
	選 挙 制 度	森 田 重 郎君	
	沖 縄 ・ 北 方	守 住 有 信君	
	土 地 問 題	古 賀 雷四郎君	
	リクルート問題	平 1. 2. 10 設置	中西一郎君 (平 1. 2. 10)
調 査 会 長	外 交 ・ 安 保	加 藤 武 徳君	
	国 民 生 活	長 田 裕 二君	
	産 業 ・ 資 源	松 前 達 郎君	
事 務 総 長		加藤木 理 勝君	

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(会期終了日平 1. 6. 22 現在)

会 派	議員数	①平 1. 7. 9 任期満了			②平 4. 7. 7 任期満了		
		比 例	選 挙	計	比 例	選 挙	計
自 由 民 主 党	142(8)	19(4)	50	69(4)	22(2)	51(2)	73(4)
日本社会党・護憲共同	42(4)	9(1)	13(1)	22(2)	9(1)	11(1)	20(2)
公明党・国民会議	23(3)	8(2)	4	12(2)	7(1)	4	11(1)
日 本 共 産 党	17(5)	5(2)	3	8(2)	5(1)	4(2)	9(3)
民社党・国民連合	12(1)	4	3(1)	7(1)	3	2	5
新政クラブ・税金党	4	1	1	2	2	0	2
サラリーマン新党・ 参議院の会	3	2	0	2	1	0	1
二院クラブ・革新共闘	3	1	1	2	1	0	1
各派に属しない議員	5(1)	1(1)	1	2(1)	0	3	3
欠 員	1	0	0	0	0	1	1
合 計	252(22)	50(10)	76(2)	126(12)	50(5)	76(5)	126(10)

※ ()内は婦人議員数